参考設計内訳書

別記様式第53号（その1）（第50条関係）

工 事 回 議 書 （２７年度）

文書番号

部			課		副市長	市長	予定工期	施行方法	現場説明	決裁区分
検算者	リーダー	庶務担当 リーダー	課長等	部長等			月 日から 月 日まで 日間	□ 一般競争 □ 指名競争 □ 随意契約 （地方自治法施行令 第167条の2 第1項第 号）	□ 有 □ 無	A B C D
設計者（起案者） 担当 内線		合	課	リーダー	課長等	部長等			前金払	起案年月日
			担当						□ 有 □ 無	・ ・
分類区分			課	リーダー	課長等	部長等	総括主幹等・文書取扱管理者			決裁年月日
ファイル名			担当					業者選考	部分払	・ ・
保存区分 1・2・3・4		議	契約検査課	リーダー	課長等	部長等	検査員	□ 部長専決 □ 選考委員会付託	□ 有 （ 回以内） □ 無	入札年月日 ・ ・

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事
工事箇所	足利市西新井町
工事概要	鉄筋コンクリート造３階建延べ面積１，７４０㎡校舎の普通教室にエアコンを設置する工事 一式 ※電気設備工事を含む

設計（変更）理由

指示・意見

入札者（決裁後契約検査課にて記入）

設計金額 円

円

□ 一般会計 □ 特別会計（ 会計） □ その他

款	項	目	事業	節

予算額	円	変更	前回実施	設計金額	円	□国庫補助
設計金額	円			請負金額	円	
予算対比額	円			請負率		□県費補助
過不足理由			今回変更	設計金額	円	□市単工事
				請負金額	円	
予算措置			増減額	前請負金額に対する増減額	増 減 円	□受託工事

工事内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率　８ ％
工事費	1	式		

直　接　工　事　費　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
Ⅰ　エアコン設置工事	1	式		
Ⅱ　電気設備工事	1	式		
計				

Ⅰ　エアコン設置工事

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
1. エアコン機器	1	式		
2. エアコン配管工事	1	式		
3. ガス工事	1	式		
計				

Ⅱ　電気設備工事

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
1.電灯設備	1	式		
2.信号線配線工事	1	式		
計				

Ⅰ エアコン設置工事 1.エアコン機器

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
GHP-3 空冷ヒートポンプ マルチエアコン	ガス用システムマルチ 冷：45.0kW 暖：50.0kW	1	台			
GHP-3-1～2 空冷ヒートポンプ マルチエアコン	天井吊形 冷：14.0kW 暖：16.0kW ﾘﾓｺﾝ共	2	台			
GHP-3-3 空冷ヒートポンプ マルチエアコン	天井吊形 冷：16.0kW 暖：18.0kW ﾘﾓｺﾝ共	1	台			
室外機基礎	2300×1400×200H ﾏﾙﾁ・ｼﾝｸﾞﾙ共 コンクリート Fc=24N 溶接金網□100×6φ敷 共	1	式			
室外機フェンス	D3400×W3700×H1800 門扉W900	1	式			
計						

Ⅰ エアコン設置工事　　2.エアコン配管工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
冷媒用被覆銅管	28.58（20）-12.70（10）	5	m			
冷媒用被覆銅管	25.40（20）-12.70（10）	4	m			
冷媒用被覆銅管	15.88（20）- 9.52（10）	54	m			
ドレン管 （保温材付）	ＶＰ　25Ａ	32	m			
配管用ラッキング	カラー鉄板　125A	5	m			
配管用ラッキング	カラー鉄板　100A	8	m			
保温化粧ケース （樹脂製）		1	m			
穴明け補修		9	箇所			
天井点検口	一般ﾀｲﾌﾟ ｱﾙﾐ製 内外枠共額縁 450角	7	か所			
天井取外し取付	天井化粧せっこうボード 仮設材　共	1	式			
天井取外し取付	天井ケイ酸カルシウム板 仮設材　共	1	式			
高所作業車		1	式			
残材処分		1	式			
計						

Ⅰ エアコン設置工事 3.ガス工事

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
PE管	25A	8	m			
PLV管	20A	2	m			
ノックハンドガス栓（検査孔付）	20A	1	個			
絶縁ソケット	20A	1	個			
強化ガスホース	20A	1	本			
立バンド支持	20A (SUS製)	2	か所			
掘削(機械)		2	m3			
砂埋戻し		1	m3			
発生土埋戻し		2	m3			
重機回送		1	回			
計						

Ⅱ 電気設備工事 1.電灯設備

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ｹｰﾌﾞﾙ保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(28) 露出	2	m			
ｹｰﾌﾞﾙ保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(22) 露出	6	m			
金属製 可とう電線管(F) (ﾋﾞﾆﾙ被覆有)	(30)	1	m			
金属製 可とう電線管 (電動機等接続)	24mm ﾋﾞﾆﾙ被覆有･防水	1	箇所			
1種金属線ぴ(MM1)	B型(40.4mm)	6	m			
1種金属線ぴ(MM1) 付属品	B型(40.4mm) ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ	3	個			
1種金属線ぴ(MM1) 付属品	B型(40.4mm) ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ	3	個			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	8mm2-2C ﾋﾟｯﾄ・天井	23	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	8mm2-2C 管内	7	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	2.0mm2-2C ﾋﾟｯﾄ・天井	64	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	2.0mm2-2C 管内	13	m			
600V耐燃性 ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線 (EM-IE)	2.0mm2	105	m			
電灯盤改造	L-1A盤 既設MCCB2個取外 ELCB、MCCB2P2E取付	1	式			
電灯盤改造	L-2A盤 既設MCCB取外 ELCB2P2E取付	1	式			
電灯盤改造	L-3A盤 既設MCCB取外 ELCB2P2E取付	1	式			

Ⅱ 電気設備工事 1.電灯設備

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
手元開閉器盤	SUS製屋外壁掛屋根付、ﾙｰﾊﾞｰ付 ELCB共	1	面			
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	防水 (SUS)	1	式			
穴明け補修	1箇所程度	1	式			
計						

Ⅱ 電気設備工事 2.信号線配線工事

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
EM-MEESｹｰﾌﾞﾙ	0.5 mm2-2C ﾋﾟｯﾄ・天井	19	m			
EM-MEESｹｰﾌﾞﾙ	0.5 mm2-2C 管内	7	m			
EM-MEESｹｰﾌﾞﾙ	0.5mm2- 2C 共巻	138	m			
1種金属線ぴ(MM1)	A型(25.4mm)	5	m			
1種金属線ぴ(MM1)付属品	A型(25.4mm) ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ	7	個			
1種金属線ぴ(MM1)付属品	A型(25.4mm) 2個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	3	個			
1種金属線ぴ(MM1)付属品	A型(25.4mm) ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ	2	個			
穴明け補修	2箇所程度	1	式			
計						

市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　　足利市　西新井町

２．建物概要

建物名称	主要構造等	延べ面積（㎡）	防火対象物区分
山辺中学校	ＲＣ造　3階建		

３．工事種目　（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					
	普通教室棟					
空気調和設備	○	○	○	○	○	○
冷暖房設備	●	○	○	○	○	○
冷房設備	○	○	○	○	○	○
暖房設備	○	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
厨房器具設備	○	○	○	○	○	○
ガス設備	●	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○

４．設備概要　（●印付けたものを適用し、○しるしの付いたものは適用しない。）

方式及び種別	設備概要
空気調和 冷暖房暖房の 種別及び方式	○空気調和　　○暖房　　○冷房 ○ダクト方式 ●パッケージ方式 ○ファンコイルユニット方式　　（○セントラル　○ゾーン） ○放熱器方式（○蒸気○温水）
主熱源	○
自動制御方式	○電気式　　○デジタル式　　○電子式
換気方式	○自然　　○機械（○第一種　○第二種　○第三種）
排煙方式	○自然　　○機械
給水方式	○上水　　○井水 ○水道直結式　　○高置タンク式 ○加圧給水式（○圧力タンク　○加圧ポンプ　○　　） ○
排水方式	建物内汚水、雑排水　　（○分流式　○合流式） 屋外汚水、雑排水　　（○分流式　○合流式） 処理方式及び放流先 ○汚水 ○浄化槽（○合併処理　○　　）　（○新設　○既設） ○下水道管 ○ ○雑排水 ○浄化槽（○合併処理　○　　）　（○新設　○既設） ○下水道管 ○雑排水処理槽（○新設　○既設） ○浸透槽（○新設　○既設） ○構内排水溝（又は排水管） ○ ○雨水 ○下水道管 ○道路側溝 ○構内排水溝 （又は、排水管） ○
給湯方式	○局所式（○瞬間式　○貯湯式（一般用）　○貯湯式（飲料用）） ○中央式
消火設備の種別	○屋内消火栓　　○屋外消火栓　　○スプリンクラー ○不活性ガス消火（○　　）　　○泡消火　　○粉末消火 ○連結送水管　　○連結散水　　○
ガスの種別	●都市ガス　（種類　　発熱量　　ＭＪ） （供給事業者名　　足利ガス 株式会社　　） ○液化石油ガス

Ⅱ．工事仕様

１．共通仕様

設計書及び図面、本特記仕様書、現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）及び公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２５年版）に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書（（２）から（５）に対するもの）
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)標準仕様書及び標準図

２．特記仕様

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもの、特記事項は●印のついたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●①機材等	本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。 なお、同等品の中で、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（平成２２年版）」（以下、「評価名簿」という。）に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
	2 電気保安技術者	○ 適用する　　○ 適用しない
	3 条件明示項目	○ 施工時間　　○ 概成工期　　○
	4 技能士の適用	○配管施工（配管工事）　　○建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ○熱絶縁施工（保温工事）　　○冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据え付け）
	⑤工事実績情報の登録	請負業者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注変更完成訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請をしなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については受注訂正時のみ登録するものとする。）。 また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
	⑥官公署への手続き	工事に必要な官公署への手続きは請負者が代行し、速やかに行う。
	⑦工事用の電力水・その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
	⑧工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内につくることが　　● 出来る　　○ 出来ない（　　）
	⑨足場桟橋類	○ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ● 本工事で設置とする。 ○ 改修工事機準仕様書第１編2.2.1によるほか下記による。 ○ 内部仮設足場等（○　種　○　種） ○ 外部仮設足場等（○　種　○　種）
	⑩調査試験に対する協力	1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には次の各号に掲げる協力をしなければならない。 (1)調査期等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)調査期等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)正確な調査期等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	⑪発生材の処理等	（発生土）　● 構内（建物周り）敷均し　　○ 構内指示の場所に敷均し ○ 構内指示の場所に堆積　　○ 構外指示の場所に堆積 堆積場所（　　）　　堆積場所（　　） ○ 場外搬出適切処理 （発生土以外の物） ○引渡しを要するものは、金属類（○機器　○ダクト　○配管　その他の金物。）、（○　　○　　○　　）とする。 ○特別管理産業廃棄物は（○　　○　　○　　）とする。 ○再生資源化を図るものは（○　　○　　○　　）とする。 ○引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 上記に指定されていないものは、機準仕様書（機械設備工事編）第１編1.3.9及び「建設廃棄物処理指針」（平成13年6月制定）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。 1．建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各１部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子データとともに提出する。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。 2．建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。 3．建設副産物の処分にあたって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結をし、その契約書の写しを提出すること。 4．建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。 5．建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した控票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。
	12 建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。
	⑬機材の承認図	国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修の「機械設備工事機材承認図様式集（平成２２年版）」によるほか、監督職員の指示による。
	⑭工事写真	工事写真の撮り方（建築設備編）建設大臣官房官庁営繕部監修（改訂第３版）による。
	⑮火災保険等	火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち、１以上に加入する。 契約期間の始期は材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。
	⑯電動機	換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	⑰容量等の表示	(1)　機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2)　電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	18 耐震措置	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計施工指針」（2005年版国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量(kgf)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所		○特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※１）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※１）	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※１）	1.5	1.0	1.0	0.6

備考（※１）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器は次のものを示す。
○給水装置　　○排水装置　　○換気機器　　○空調機器　　○熱源機器
○防災設備　　○監視制御設備　　○危険物貯蔵装置　　○火を使用する設備
○避難経路上に設置する機器　　○　　○
上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
１０～１２階建の場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４階

(2)設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

19 溶接接合　　標準仕様書第２編の溶接接合のうち、溶接部の検査については使用圧力が0.1MPa以下の配管には適用しない。

⑳保温工事　　標準仕様書第２編第３章第１節によるほか下記による。
○ 防凍保温
屋外露出部（給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む）は防凍保温を行う。保温の厚さは呼び径25mm以下のものは50㎜、呼び径32㎜以上のものは40㎜とする。
● 一般保温
空気調和設備工事の保温については、標準仕様書表２．３．２空気調和設備工事の保温の種別を下表に読みかえる。

区分		施工箇所	保温種別	備考
管（継手及び弁類を含む）	温水管（膨張管を含む）	屋内露出（一般居室，廊下）	A・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅰ	
		天井内，パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ	
		床下，暗渠内（ピット内を含む）	D・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E2・(ロ)・Ⅰ	
	蒸気管（低圧(蒸気0.1MPa未満)の蒸気）	屋内露出（一般居室，廊下）	A・(ロ)・Ⅱ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅱ	
		天井内，パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ	
		床下，暗渠内（ピット内を含む）	D・(ロ)・Ⅱ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E2・(ロ)・Ⅱ	
	冷水冷温水管（膨張管を含む）	屋内露出（一般居室，廊下）	A・(ロ)・Ⅲ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅲ	
		天井内，パイプシャフト内及び空隙壁中	C1・(ロ)・Ⅲ	
		床下，暗渠内（ピット内を含む）	D・(ロ)・Ⅲ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E2・(ロ)・Ⅲ	
機器	タンク　冷水タンク 冷温水タンク		F1・(ロ)・Ⅸ	
	温水タンク 還水タンク 熱交換器		G1・(ロ)・Ⅸ	
	膨張タンク		G1・(ロ)・Ⅶ	
	ヘッダー　冷水ヘッダー 冷温水ヘッダー		F1・(ロ)・Ⅸ	屋外 F_2
	温水ヘッダー 蒸気ヘッダー		G1・(ロ)・Ⅸ	屋外 G_2
一般ダクト	長方形ダクト	屋内露出　一般居室，廊下	J1・(ロ)・ⅩⅠ	
		機械室，書庫，倉庫	I・(ロ)・ⅩⅠ	
		屋内いんべいダクトシャフト内	I・(ロ)・ⅩⅠ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K2・(ロ)・ⅩⅠ	
	スパイラルダクト	屋内露出　一般居室，廊下	O1・(ロ)・ⅩⅠ	
		機械室，書庫，倉庫	N・(ロ)・ⅩⅠ	
		屋内隠ぺいダクトシャフト内	N・(ロ)・ⅩⅠ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P2・(ロ)・ⅩⅠ	

区分		施工箇所	保温種別	備考
消音内貼	サプライチャンバー		M・(ロ)・Ⅸ	
	消音チャンバー		L・(ロ)・Ⅶ	
	消音エルボ			
排煙ダクト	長方形	屋内いんべい	1・(イ)・ⅩⅠ	
	円形	屋内いんべい	N・(イ)・ⅩⅠ	
煙道	長方形		H1・(イ)・Ⅹ	
	円形		H1・(イ)・Ⅹ	

※ 冷媒管の１１/2以下の配管ついては、ポリエチレンフォーム保温筒２種とする。
なお、その場合の保温厚は下表による。

		冷房専用	ヒートポンプ
圧縮機	ガス管	20㎜以上	20㎜以上
屋外	液管	10㎜以上	10㎜以上
圧縮機	ガス管	10㎜以上	20㎜以上
屋内	液管	10㎜以上	10㎜以上

※液管の呼び径9.52以下は、保温厚8㎜としてもよい

冷媒管の露出部分には、給水管の保温工事に準じた整形保温を行う。
冷媒管の保温外装は下記による。なお、保温化粧ケースは樹脂製とする。

屋内露出	●保温化粧ケース(製)　　○	
屋外露出	○ステンレス鋼板	○保温化粧ケース(　　製)
	●カラー亜鉛鉄板	○

給排水衛生設備工事の保温については、表２．３．５給排水衛生設備工事の保温の種別を下表に読みかえる。

区分		施工箇所	保温種別	備考
管（継手及び弁類を含む）	給水管（○消火管）	屋内露出（一般居室，廊下）	a・(ロ)・Ⅵ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅵ	
		天井内，パイプシャフト内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅵ	
		床下，暗渠内（ピット内を含む）	d・(ハ)・Ⅵ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e2・(ハ)・Ⅵ	
	排水及び通気管	屋内露出（一般居室，廊下）	a・(ロ)・Ⅵ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅵ	
		天井内，パイプシャフト内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅵ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e2・(ハ)・Ⅵ	
	給湯管（膨張管を含む）	屋内露出（一般居室，廊下）	a・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅰ	
		天井内，パイプシャフト内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ	
		床下，暗渠内（ピット内を含む）	d・ロ)・Ⅰ	
		屋外露出（バルコニー，開放廊下を含む）及び浴室，厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e2・(ロ)・Ⅰ	
機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅶ	屋外 f_2
	貯湯タンク		g1・(ロ)・Ⅶ	屋外 g_2
	排気筒	いんべい箇所	h・(イ)・Ⅹ	

工事名称	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事			
図面名称 ／ 縮尺	特記仕様書（その１）	工事箇所	足利市 西新井町	
設計年月日	平成２７年４月	製図	査図	図面番号
設計者				18枚の内 1
足利市役所　都市建設部　建築住宅課				

（足利市　H26.4改）

章	項目	特記事項
	㉑ 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない軟質発泡の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) 上記（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他付器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ア ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ウ 下記表示のあるＪＡＳ規格品 (ア) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用 (イ) 接着剤等不使用 (ウ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない材料使用 (エ) ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料等使用 (オ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料使用 (カ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料等使用 第三種 ア ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ウ 旧ＪＩＳのＥ0規格品 エ 旧ＪＡＳのＦｃ0規格品
	22 塗装工事	下記の金属電線管は塗装を行う。 ○ 屋外露出　　○（　　）の屋内露出 下記の保温を行わないダクトは、塗装を行わない。 ○
	㉓ 工事の取合い	他工事との取合いは別表１による、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。
	㉔ 総合調整	●本工事　　○別途 ○風量調整　　○水量調整　　●室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定　　○騒音の測定 ○初期運転状況の記録 ○飲料水の水質の測定 ● 試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督員と協議すること。
	25 取扱説明板	機器等の取扱い方法及び重要な定期点検項目を書いたものが ○要（監督職員の指示による）　　○不要
	㉖ 完成図等	● 作成する　　○ 作成しない ● 完成図・施工図　● 製本　提出部数　A2版：1部　A3版：3部 ● ＣＤ－Ｒ　提出部数　（２）部　電子媒体CD-R ● 完成調書等　提出部数　A3版：3部　○　部 ● 取扱説明書　提出部数　A3版：1部　○　部 ○ 保全に関する資料　提出部数　○ 1部　○　部
	㉗ 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	28 施工調査	下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 事前調査　調査項目　○ 調査範囲　○図示　○ 調査方法　○図示　○
	㉙ 試験	（１）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （２）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 （３）試験圧力（　給水管　配管　1.0ＭＰａ）（給湯配管　1.0ＭＰａ） （　ガス管　配管　8.4ＭＰａ）
	㉚ 電子納品	● 電子納品運用に関するガイドライン（案）（第Ｂ版）とする。 設計CADデータの貸与　○無し　●有り（著作者名　　） ● 貸与するCADデータを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。 ● 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督員との協議による。
	㉛ 下請負人の選定及び工事材料の選定	● 請負者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 ● 請負者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。
	32 交通安全管理	請負者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。
	㉝ 環境対策	(1)騒音振動対策 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (2)排出ガス対策 請負者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第246号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
		(3)グリーン購入法 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。
	㉞ 事故報告	請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
	㉜ 不正軽油使用の防止対策	1. 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。 2. 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。 また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。
	㉝ 過積載対策	ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。 1. 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3. 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 4. さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 5. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 6. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 7. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 8. 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 9. 1.～8.のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。
	㉞ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(1) 栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
	㉟ 工事の一時中止に係る計画の作成	(1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	36 住宅瑕疵担保履行法への対応	本工事は「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律（平成19年法律第66号）の ○ 対象工事である
	㊲ 現場代理人の専任関係	足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとする。 ・兼任を認める工事の件数は2件までとし、いずれも請負代金額が2,500万円未満であること。 ● 兼任可 ○ 兼任不可 ~~（ただし、当初請負代金額が2,500万円未満となったときは、兼任を可とする。）~~ ~~（当初請負代金額が2,500万円未満であっても、兼任を不可とする。）~~
	㊳ 消防署への手続きについて	入力70キロワット以上（燃料消費量）の内燃機器によるヒートポンプ冷暖房機を設置する際は、消防署へ届け出を行うこと。

●空気調和・冷暖房設備

① 設計温湿度

		夏季	冬季
外気	温度（ＤＢ）	35.9℃	0.0℃
	湿度（ＲＨ）	49.7％	40.1％
系統	温度（ＤＢ）	26.0℃	22.0℃
	湿度（ＲＨ）	-	-
系統	温度（ＤＢ）	℃	℃
	湿度（ＲＨ）	％	％
系統	温度（ＤＢ）	℃	℃
	湿度（ＲＨ）	％	％

2 鋼板製煙道	板厚　○3.2㎜　○4.5㎜ 伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口(80φ)の取付位置は図示による。 水抜配管（○設ける　○設けない）
3 煤煙濃度計	○設ける　○設けない
4 オイルタンク	○二重殻タンクを使用する
5 ダクト	低圧ダクト　○コーナーボルト工法（○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法） ※長辺の長さが1，500㎜以下の部分 ○アングルフランジ工法 ○高圧１ダクト（適用範囲は図示による） ○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様は別図による。
6 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
7 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外形寸法を示す。 (2) 空気調和機、温風暖房機に取り付けるﾌﾗｯﾌﾟﾌｧｲﾅﾙﾊﾞｰ、ﾚｼﾌﾟﾛｷｬﾌﾊﾞｰ及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口（点検口の大きさは図示による）及び温度計取付座を設ける。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー類は、雨水の滞留のないように施工する。
8 ダンパー	(1) 防煙ダンパー復帰方式（○遠隔○　）定格入力はDC24V.0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー復帰方式（○遠隔○　　）
9 配管材料	(1)冷温水管　○　　(2)冷却水管　○ (3)高温水管　○　　(4)油管　○ (5)蒸気管（給気管○　　還管○　　） (6)膨張管、空気抜き管、ﾄﾞﾚﾝ管及び膨張ﾀﾝｸよりボイラ等への補給水管　○
10 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（○1○Ｋ（図示部分）　○5Ｋ）
11 圧力計	取付箇所は図示による。
12 温度計	取付箇所は図示による。
13 油面制御装置	制御盤には（○給油ポンプ制御　○満油警報　○電磁弁警報　○遅油ポンプ制御　○減油警報）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は標準仕様とする。
14 瞬間流量計	コック付きとし、取付箇所は図示による。（○着脱形　　○固定形）
15 絶縁フランジ	取付箇所は図示による。仕様（　　）
16 保温及び消音内貼り	一般共通事項の２０保温工事によるが下記の部分は次による。 ○還りダクトの保温要（保温の厚さ25㎜、範囲は図示による。） ○外気ダクトの保温要（保温の厚さ25㎜、範囲は図示による。） ○膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は膨張管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は排水管の項による。

○換気設備

1 ダクト	低圧ダクト　○コーナーボルト工法（○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法） ※長辺の長さが1，500㎜以下の部分 ○アングルフランジ工法
2 厨房排気ダクト	厨房系統長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。
3 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
4 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
5 排気ﾀﾞｸﾄのﾌｰﾄﾞ	○厨房系統　　○浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統
6 排気ﾀﾞｸﾄの水抜管	取付箇所は図示による。
7 チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
8 保温	一般共通事項の19保温工事によるが下記の部分は次による。 ○全熱交換ユニット用のダクト（保温の厚さ25㎜、範囲は図示による） ○ロックウール（厚さ50㎜）の断熱をする場合の範囲は図示による。

○排煙設備

1 ダクト	○亜鉛鉄板　　○
2 排煙口の形式	○図示による。
3 排煙口手動開放器（開放及び復帰方式）	○ワイヤー式　　○電気式（遠隔操作　○要　○不要）
4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務指導書(日本建築設備安全センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御設備

1 構成その他	図示による。
2 電気計装工事の配線	使用する電線類はＥＭ電線とし、規格は標準仕様書第４編表４．１．１１の使用する電線類の規格による。（機器、盤類は除く） 屋外屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○衛生器具設備

1 和風大便器	○一般用　○節水形　○寒冷地用（○水抜方式　○流動方式　○ヒーター方式）
2 洋風便器	○一般用　○節水形（○Ⅰ形　○Ⅱ型（タンク式）　） ○寒冷地用（○水抜方式　○流動方式　○ヒーター方式）
3 大便器洗浄弁	バキュームブレーカー付きとし、使用圧力が0.07MPa未満の場合は低圧形とする。 ○一般用　　○寒冷地用
4 大便器タンク	○防露形　　○防露形流動装置付
5 小便器洗浄弁	○水栓式　　○押しボタン式（○一般形　○不凍結形）
6 小便器自動洗浄装置	○ 個別感知フラッシュ方式（○露出形　○埋込形）（○電池式　○電気式）
7 温水洗浄式便座	加熱方式（○貯湯式　○瞬間式）　　○温風乾燥機能　　○脱臭機能 給水方式（○給水管直結方式　○ポンプ加圧給水方式）
8 洗浄弁	身体障害者用　　○くつべら式押ボタン　○タッチスイッチ式　○センサー式
9 衛生器具附属水栓	水抜き栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

○給水設備

1 配管材料	(1)一般配管　　○塩ビライニング鋼管（○VA管　○VB管） ○　　（○　　） (2)地中埋設配管○塩ビライニング鋼管（○VD管　○　） ○ポリエチレン管 (3)水道直結配管　　量水器までの配管　○ 量水器以降の配管　○
2 水栓	水抜栓を使用する場合、固定こま式とする。（○屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）
3 量水器	親メーター（○貸与品　○買取り　○指定品） 子メーター（○貸与品　○買取り　○指定品）
4 量水器桝等	水道事業者指定品（○貸与品　○買い取り　○標準図） 量水器桝及び弁桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。
5 弁類	○水道直結部分ＪＩＳ又はＪＶ（○1○Ｋ　○　　Ｋ） ○その他の部分ＪＩＳ又はＪＶ（○5Ｋ　○　　Ｋ）
6 水栓柱	○合成樹脂製　　○アルミニウム合金製　○ステンレス鋼製
7 管の埋設深さ	管の上端より原則として一般敷地は（○45㎝　○30　㎝）以上とする。 構内道路は（○75㎝　○60㎝）以上とする。
8 建物導入配管	○標準図の　　による。
9 引込み納付金等	○要（○別途　○本工事）　　○不要
10 雑用水における誤配管防止試験	○実施する。

○排水設備

1 配管材料	(1)屋内汚水管	○排水鋳鉄管　○排水用塩ビライニング鋼管 ○コーティング鋼管　○鉛管 ○硬質塩化ビニル管　○
	(2)屋内雑排水管	○配管用炭素鋼鋼管（白管）　○排水用塩ビライニング鋼管 ○コーティング鋼管　○鉛管 ○硬質塩化ビニル管　○
	(3)排水通気管	○配管用炭素鋼鋼管（白管）　○硬質塩化ビニル管 ○　　○
	(4)屋外排水管	○硬質塩化ビニル管（VP管又はRF-VP管）口径　　㎜未満 ○硬質塩化ビニル管（VU管又はREP-VU管）口径　　㎜以上 ○ヒューム管　　○
2 洗面器等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。	
3 満水試験継手	図示の箇所に取り付ける。	
4 保温	排水鋳鉄管の保温はグラスウール保温帯を使用してもよい。	
5 ｲﾝﾊﾞｰﾄ・ため桝	桝のコンクリート部は工場製品としてよい。 ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝　○国土交通省形　○都形　○人孔形 ため桝　○国土交通省形　○都形　○人孔形	
6 マンホールふた	マンホールふたは、用途を鋳出したものを使用する。 ○ＭＨＡ　○ＭＨＢ　○ＭＨＤ　○ＭＪ１－ＰＤ	
7 放流納付金等	○要（○別途　○本工事）　　○不要	

工事名称	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事			
図面名称 ／ 縮尺	特記仕様書（その２）	工事箇所	足利市 西新井町	
設計年月日	平成２７年４月	製図	査図	図面番号
設計者				18枚の内2
足利市役所　都市建設部　建築住宅課				

（足利市　H26.4改）

章	項目	特記事項
○給湯設備	1 配管材料	膨張管及び補給水タンクよりボイラー等への配管を含む配管材料は ○給湯用塩ビライニング鋼管　○ステンレス鋼管　○銅管　○
	2 管の接合	ステンレス鋼管　○拡管接合　○
	3 絶縁フランジ	図示の箇所に取り付ける。
	4 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（○１０Ｋ（図示部分）　○５Ｋ）
	5 保温	○給湯用補給水タンクの保温は（○要　○不要） ○密閉形膨張タンクの保温は（○要　○不要）
	6 貯湯式電気温水器	週間タイマーを（○取り付ける　○不要とする）
	7 貯湯タンク	○ステンレス鋼板製　○
○消火設備	1 配管材料	(1)屋内配管 ○配管用炭素鋼鋼管（白管）　○ ○圧力配管用炭素鋼鋼管（白管Ｓch－40） (2)地中埋設配管 ○外面被覆鋼管（○ＶＳ管　○ＰＳ管）　○ ○外面被覆鋼管（白管Ｓch－40）　○外面被覆鋼管（白管Ｓch－80）
	2 保温	屋内露出配管部は、一般共通事項保温工事の給水管による。 屋外露出配管部は、一般共通事項防凍保温を施す。
	3 建物導入配管	○標準図の　による。
	4 屋内消火栓箱	○1号消火栓　○易操作性1号消火栓 ○ＨＢ－１Ａ　○ＨＢ－１Ｂ　○ＨＢ－１ＡＳ　○ＨＢ－１ＢＳ ○ＨＢ－１ＡＴ　○ＨＢ－１ＢＴ　○ＨＢ－２Ａ　○ＨＢ－２Ｂ
	5 屋内消火栓開閉弁	ＪＩＳ　１０Ｋ
	6 屋内2号消火栓箱	○ＨＢ－４Ａ　○ＨＢ－４Ｂ　○ＨＢ－４ＡＳ　○ＨＢ－４ＢＳ
	7 消火用充水タンク	消火用充水タンクは（○鋼板製　○鋼板パネル製　○ステンレス製　○ステンレスパネル製　○　）とし、 減水警報用電極は（○本工事　○別途工事）とする。
	8 消火ﾎﾟﾝﾌﾟ用起動盤	○本工事（消火ポンプ始動器は　○本工事　○別途工事）　○別途工事
	9 呼び水タンク	減水警報用電極は（○本工事　○別途工事）とする。
○厨房設備	厨房用熱源	図示による。
	機器の機能等	図示による。
●ガス設備	①配管材料	●都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス　配管　○配管用炭素鋼鋼管（白管）　○塩化ﾋﾞﾆﾙ被覆鋼管 地中埋設　○ポリエチレン管　○
	2 建物導入配管	○変位を吸収できるようにスリークッションとする。　○
	③充填容器	●別途（　kgボンベ）
	④集合装置	●別途
	5 転倒防止	標準図の（○（ａ）　○（ｂ））による。
	⑥メーター	●親メーター（●貸与品　○）　子メーター（○買取り　○）
	7 ガス漏れ警報器	○本工事　○別途工事　（外部警報端子　○有　○無）
	8 引込み負担金等	○要（○別途　○本工事）　○不要
	9 電気防食	絶縁継手　○要　○不要
○浄化槽設備	仕様等	図示による。
	測定表	浄化槽法第7条に規定されている水質検査の測定表を提出する。
○改修・撤去工事	1 撤去内容	○撤去内容は図示による。 ○
	2 発生材の処分方法	○
	3 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し監督職員に報告する。 ○パラジクロロベンゼンの濃度を測定する。 採取方法　○パッシブ型　○アクティブ型 着工前の測定　○行う 測定対象室　○図示　○ 測定箇所数　○図示　○
	4 施工調査	・はつり工事は事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
	5 アンカー	・既存躯体にハンマードリルで穿孔する場合はメタルセンサーリールを使用する。

別表－１　他工事との取り合い

●印を適用する。

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設置工事	昇降機運転工事
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
同上取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・ＰＳ等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
同上　煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等２次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
同上の２次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（ＦＣＵ等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱組合盤用穴あけ	○	●	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
〃　（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
同上排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
〃　押釦、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
〃　ピット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事			
図面名称／縮尺	特記仕様書（その３）	工事箇所	足利市 西新井町	
設計年月日	平成２７年４月	製図	査図	図面番号
設計者				18枚の内 3
足利市役所　都市建設部　建築住宅課				

（足利市　H26.4改）

工事場所：栃木県足利市西新井町３１５７

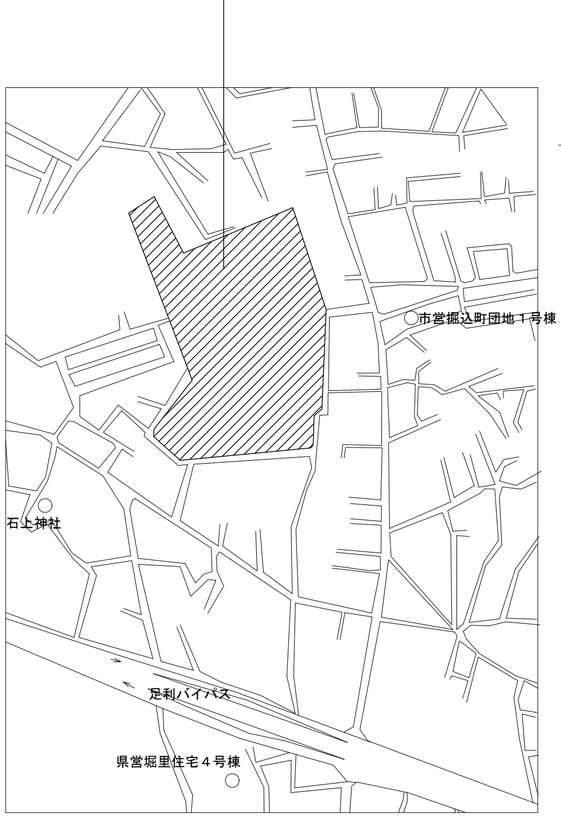

案内図（山辺中学校）

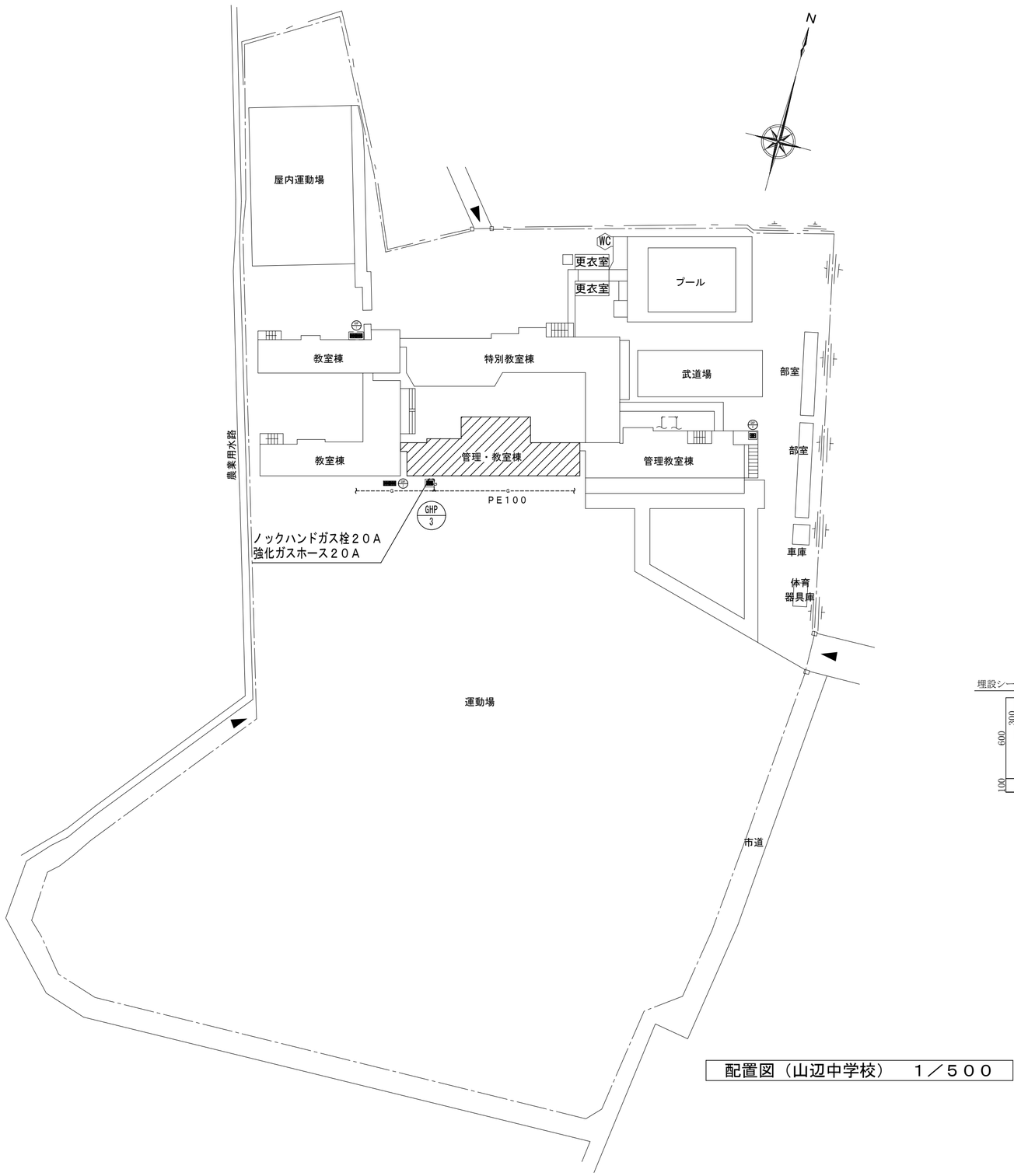

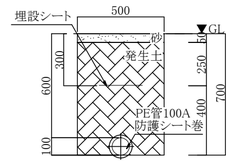

埋設校庭部断面図

配置図（山辺中学校）　１／５００

市民の声を大切に
足　利　市　役　所
都 市 建 設 部　建 築 住 宅 課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E- mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代　表　電　話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	M	18枚の内4
図面名	案内図・配置図	縮尺	S＝1/500	平成	27･4･

空調機器表（山辺中学校）

記　号	名　称	仕　　様	数量	備　　考
ＧＨＰ－３	空冷ヒートポンプ マルチエアコン 室外機	型式　ガスヒートポンプエアコン 相当馬力　１６馬力 冷房能力　４５．０ｋＷ 暖房能力　５０．０ｋＷ 送風機　１φ－２００Ｖ　０．７０×２ｋＷ	1	
ＧＨＰ－３ －１～２	空冷ヒートポンプ マルチエアコン 室内機	型式　ガスヒートポンプエアコン　天井吊形 相当馬力　５馬力 冷房能力　１４．０ｋＷ 暖房能力　１６．０ｋＷ 消費電力　１φ－２００Ｖ×０．０８ｋＷ 付属品　ワイヤードリモコン、ドレンアップポンプ	2	
ＧＨＰ－３ －３	空冷ヒートポンプ マルチエアコン 室内機	型式　ガスヒートポンプエアコン　天井吊形 相当馬力　６馬力 冷房能力　１６．０ｋＷ 暖房能力　１８．０ｋＷ 消費電力　１φ－２００Ｖ×０．０８ｋＷ 付属品　ワイヤードリモコン、ドレンアップポンプ	1	

室　外　機　仕　様

相当馬力	１６馬力相当	３０馬力相当	３２・３６・４０馬力相当 ４１・４５・５０馬力相当
立面図	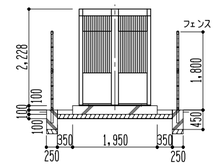	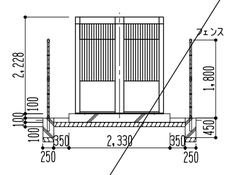	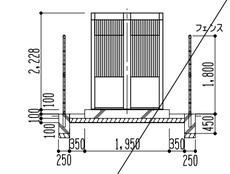
平面図	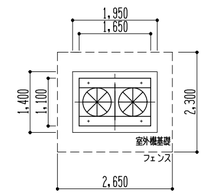	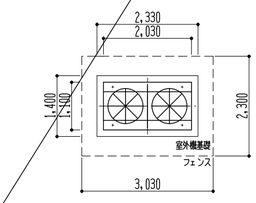	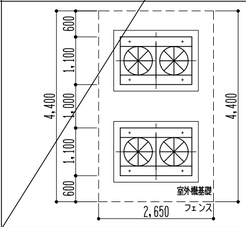

相当馬力	３０馬力×２相当	３０馬力＋２５馬力×２相当
立面図	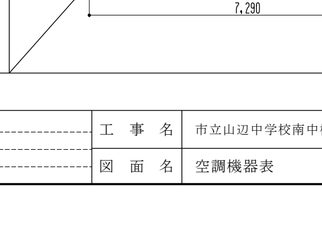	
平面図	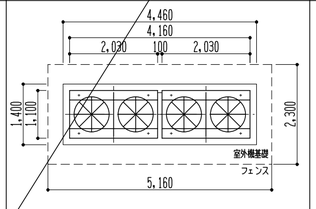	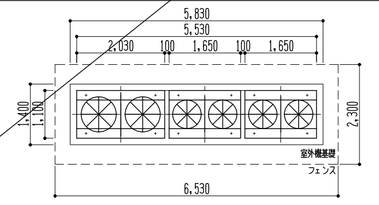

相当馬力	３０馬力×３相当	３０馬力×４相当
立面図	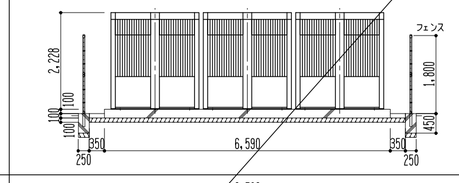	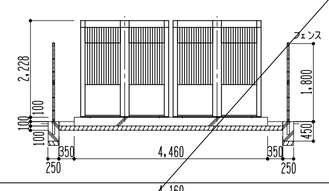
平面図	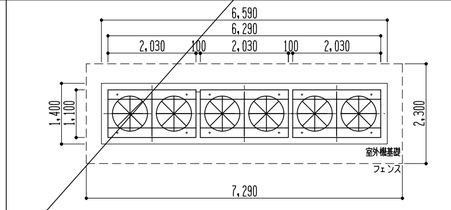	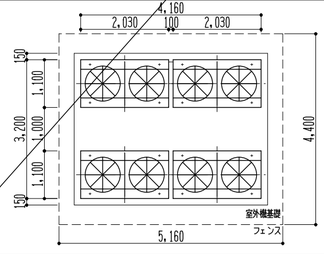

※室外機のフェンスは、室外機の外周を囲い、出入り口を片開き戸（W=900）を設置すること

市民の声を大切に
足　利　市　役　所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代　表　電　話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	M	18枚の内5
図面名	空調機器表	縮尺	S＝1/200	平成	27・4・

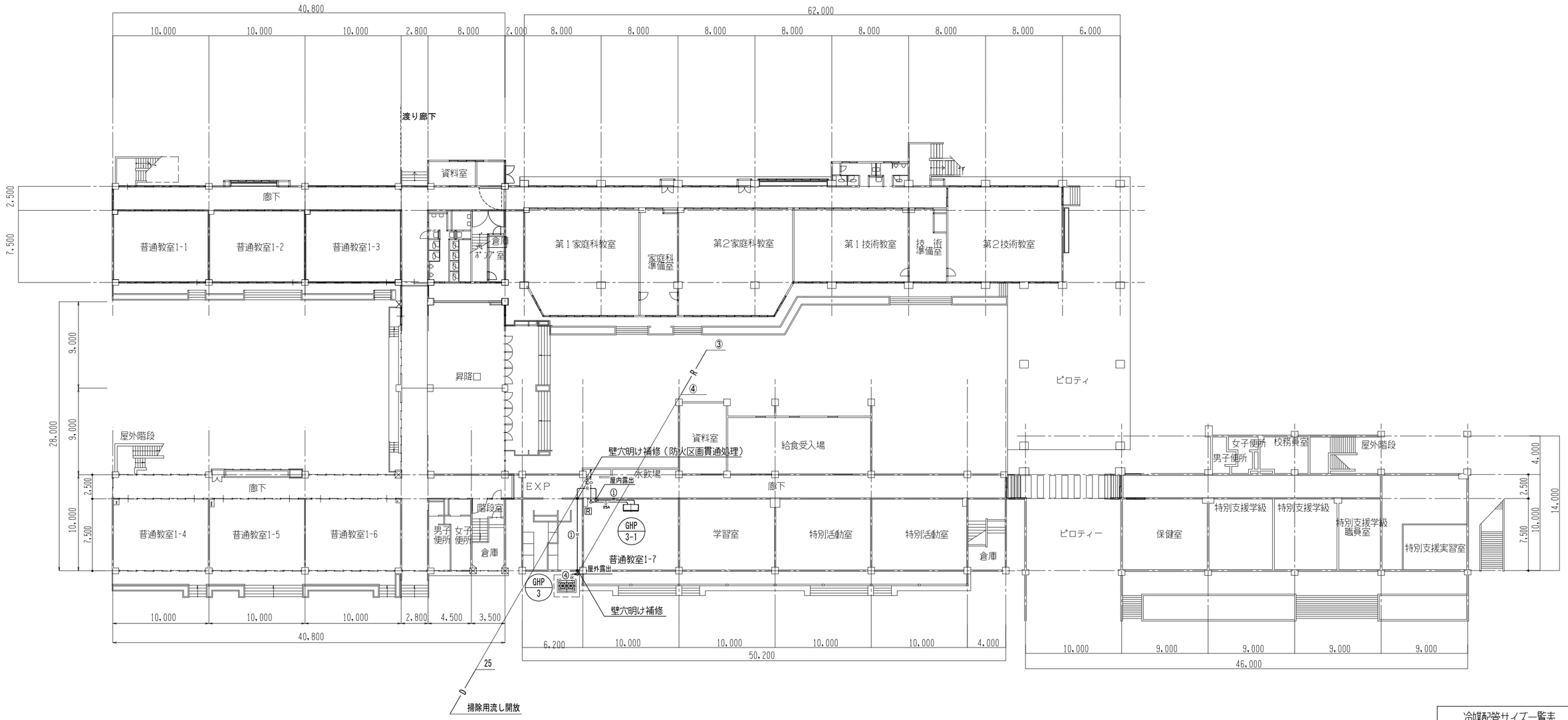

１階平面図（山辺中学校）　１／３００

冷媒配管サイズ一覧表		
記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑤'	31.75φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ
⑦	38.1 φ	19.05φ
⑧	38.1 φ	22.22φ

※特記事項

・天井は既存取外し、復旧とすること。（雑補修は含む）
・天井点検口は、室内機設置に対し教室内、廊下へ1箇所ずつ設置すること。
　また、職員室の廊下へ1箇所設置すること。
・冷媒管貫通部（サッシュ部）は、アルミパネルｔ＝3　に取替えること。
　アルミパネルの取付方法は、コーキングとすること。
・冷媒管は特記ない限り、屋内隠ぺいとする。
・冷媒管等の屋内露出部は保温化粧ケース仕上げとする。
・冷媒管等の屋外露出部はカラー亜鉛鉄板仕上げとする。
・ドレン管の屋外露出部はカラーVPとし、40VPはドレン逆止弁を設けること。
・内部足場、養生及び清掃後片付けを含む。
・集中制御ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ、個別ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞの本体は、本工事に含み、取付工事は、電気工事とする。
　（コンクリート強度は、両毛生コンクリート協同組合の規定による強度補正を行うこと）

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項	工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	M 18枚の内6
				図面名	１階平面図	縮尺	S＝1/300	平成 27・4・

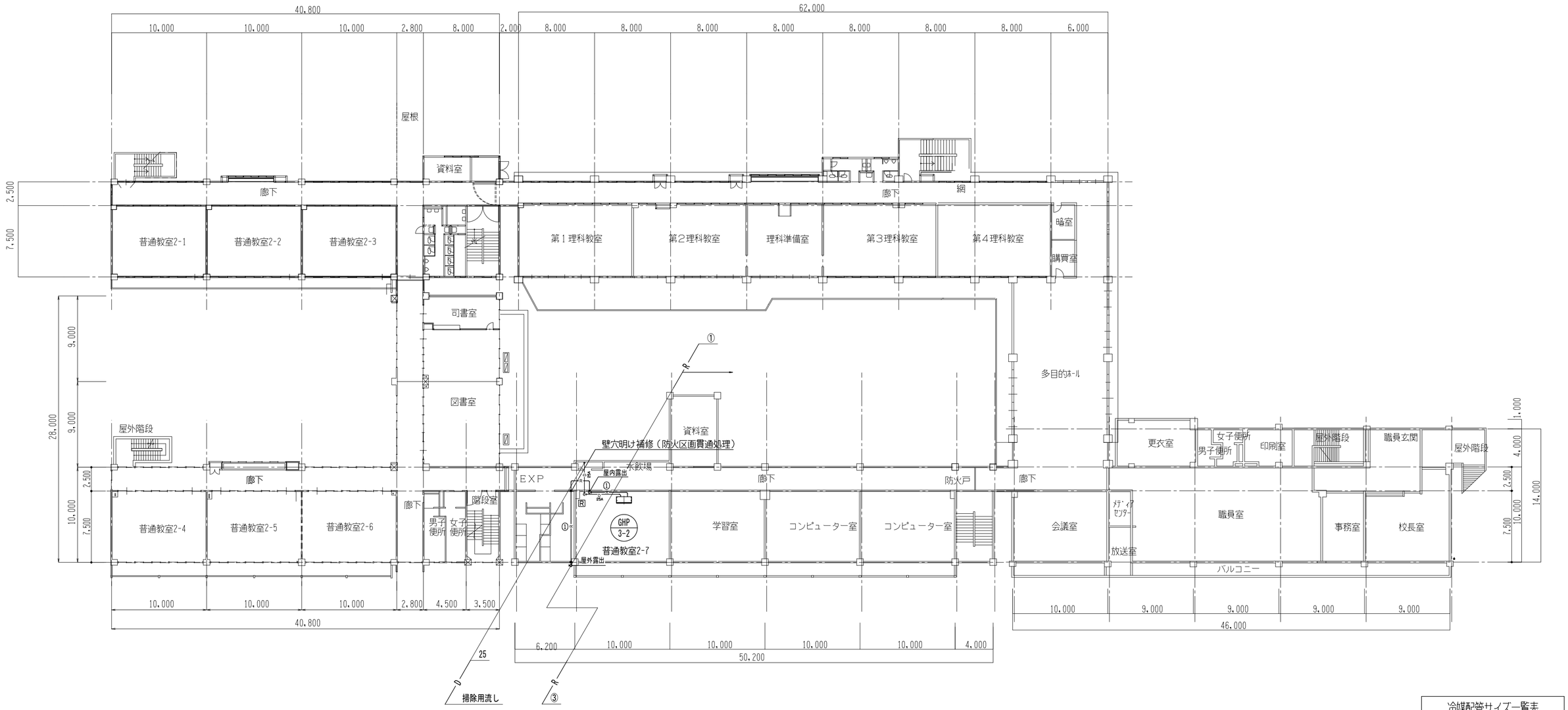

２階平面図（山辺中学校）　１／３００

冷媒配管サイズ一覧表		
記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑤'	31.75φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ
⑦	38.1 φ	19.05φ
⑧	38.1 φ	22.22φ

※特記事項

- 天井は既存取外し、復旧とすること。（雑補修は含む）
- 天井点検口は、室内機設置に対し教室内、廊下へ1箇所ずつ設置すること。
  また、職員室の廊下へ1箇所設置すること。
- 冷媒管貫通部（サッシュ部）は、アルミパネルt＝3　に取替えること。
  アルミパネルの取付方法は、コーキングとすること。
- 冷媒管は特記ない限り、屋内隠ぺいとする。
- 冷媒管等の屋内露出部は保温化粧ケース仕上げとする。
- 冷媒管等の屋外露出部はカラー亜鉛鉄板仕上げとする。
- ドレン管の屋外露出部はカラーVPとし、40VPはドレン逆止弁を設けること。
- 内部足場、養生及び清掃後片付けを含む。
- 集中制御ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ、個別ﾌﾘｰﾏｰﾄﾞﾘﾓｺﾝの本体は、本工事に含み、取付工事は、電気工事とする。
  （コンクリート強度は、両毛生コンクリート協同組合の規定による強度補正を行うこと）

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項	工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	M 18枚の内7
				図面名	２階平面図	縮尺	S＝1/300	平成 27・4・

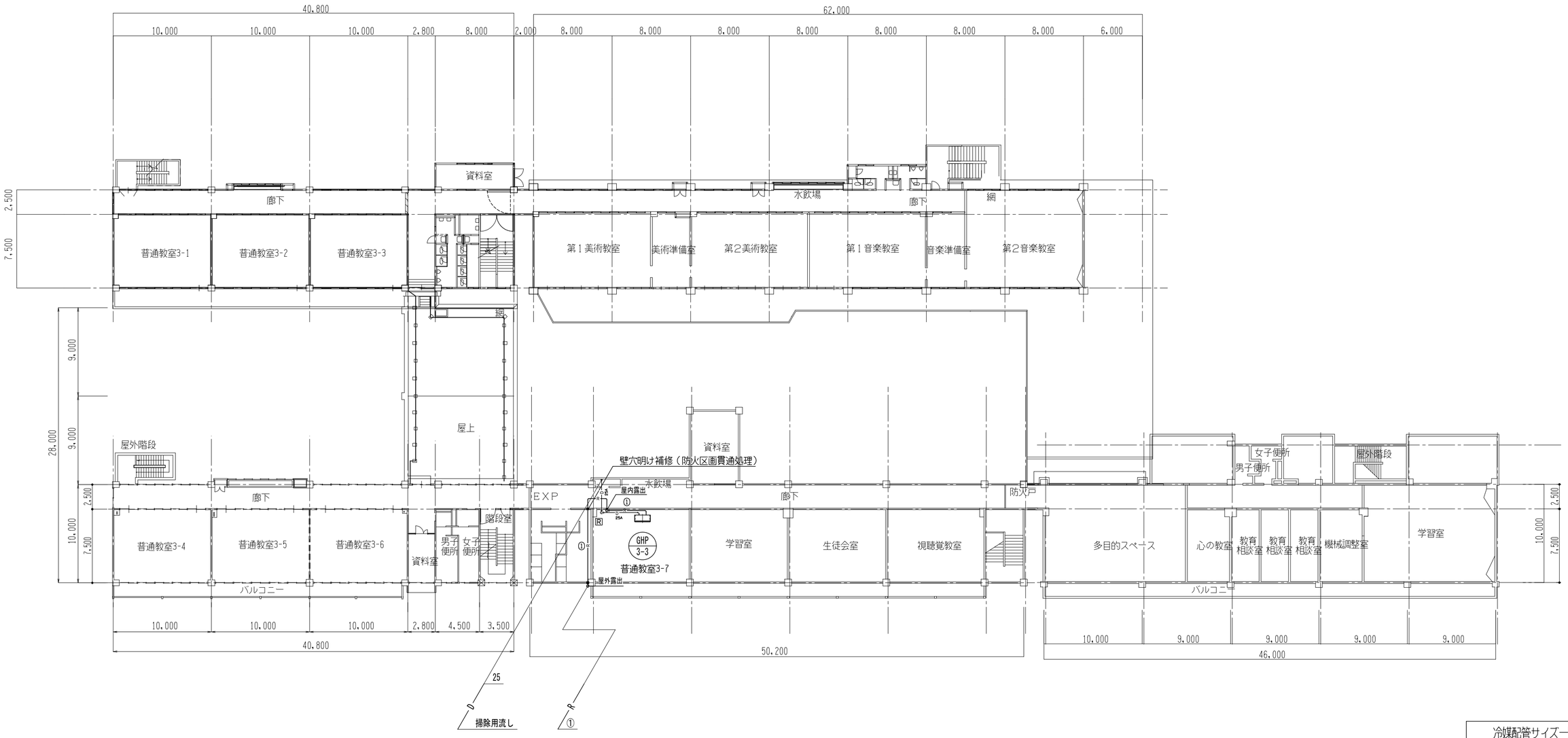

３階平面図（山辺中学校）　１／３００

冷媒配管サイズ一覧表		
記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑤'	31.75φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ
⑦	38.1 φ	19.05φ
⑧	38.1 φ	22.22φ

※特記事項

・天井は既存取外し、復旧とすること。（雑補修は含む）
・天井点検口は、室内機設置に対し教室内、廊下へ1箇所ずつ設置すること。
　また、職員室の廊下へ1箇所設置すること。
・冷媒管貫通部（サッシュ部）は、アルミパネルt＝3　に取替えること。
　アルミパネルの取付方法は、コーキングとすること。
・冷媒管は特記ない限り、屋内隠ぺいとする。
・冷媒管等の屋内露出部は保温化粧ケース仕上げとする。
・冷媒管等の屋外露出部はカラー亜鉛鉄板仕上げとする。
・ドレン管の屋外露出部はカラーVPとし、40VPはドレン逆止弁を設けること。
・内部足場、養生及び清掃後片付けを含む。
・集中制御ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ、個別ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾗｰの本体は、本工事に含み、取付工事は、電気工事とする。
　（コンクリート強度は、両毛生コンクリート協同組合の規定による強度補正を行うこと）

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項	工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	M 18枚の内8
				図面名	３階平面図	縮尺	S＝1/300	平成 27・4・

市立山辺中学校南中校舎普通教室ｴｱｺﾝ設置工事　　**工事仕様書**

Ⅰ．工事概要

１．施工箇所　　足利市　西新井町

２．建物概要

建物名称	主要構造等	延べ面積（㎡）	防火対象物区分
	造　階建（地下　階　塔屋　階）		
山辺中学校	RC造　3階建		

３．工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					
	山辺中学校					
電灯設備	●	○	○	○	○	○
動力設備	○	○	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
発生材処理	○	○	○	○	○	○
屋外						
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
発生材処理	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除						
テレビ電波障害防除	○	○	○	○	○	○

Ⅱ．工事仕様

１．共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）、

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）及び

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成25年版）に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書（（２）から（５）に対するもの）

(2)現場説明書

(3)特記仕様書

(4)図面及び設計書

(5)標準仕様書及び標準図

２．特記仕様

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。

なお、各項目に対応する標準仕様書の項目番号を括弧書きした。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	① 官公署への手続き	工事に必要な官公署への手続きは請負者が代行し、速やかに行う。 (1.1.3)
	② 工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注変更完成訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。 (1)工事受注時　　契約締結後10日以内 (2)登録内容の変更時　　変更契約締結後10日以内 (3)工事完成時　　工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。 （ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正のみ登録するものとする。） また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 (1.1.4)
	③ 火災保険等	火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち、１以上に加入する。 契約期間の始期は材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。
	④ 調査試験に対する協力	1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には次の各号に掲げる協力をしなければならない。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	5 施工従事者	自家用電気工作物の電気工事においても、第一種電気工事士（600V以下は認定電気工事従事者を含む）とする。
	⑥ 施工時間	工事の施工時間については、施工に先立って監督職員と協議すること。 (1.3.3)
	⑦ 事故報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。 (1.3.5)
	8 交通安全管理	受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成21年9月30日付け栃木県公安委員会告示第54号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。 (1.3.6)
	⑨ 現場代理人の専任関係	足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとする。 ・兼任を認める工事の件数は２件までとし、いずれも請負代金額が2,500万円未満であること。 ■兼任可 □兼任不可 ~~・ただし、請負金額が2,500万円未満となったときは、兼任を可とする。~~ ~~（請負金額が2,500万円未満であっても、兼任を不可とする。）~~
	⑩ 環境対策	(1)騒音振動対策 受注者は、工事の施工にあたり『建設工事に伴う騒音振動対策技術指針』（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月改正）に基づき、騒音振動対策を行う。また、建設機械を使用する場合は、『低騒音低振動型建設機械の指定に関する規定』（平成9年建設省告示第1536号、最終改定 平成13年国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (2)排出ガス対策 受注者は、工事の施工にあたり『建設機械に関する技術指針』別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、『第3次排出ガス対策型建設機械指定要領』（平成18年3月17日付け 国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (3)グリーン購入法 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律』（平成12年法律第100号。以下『グリーン購入法』という）」第10条及び『栃木県生活環境の保全等に関する条例』第63条で定めた『栃木県グリーン調達推進方針』に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。 (1.3.8)
	11 発生材の処理等	[発生土] ○ 構内（建物周り）敷均し　　○ 構内指示の場所に敷均し ○ 構内指示の場所に堆積　　○ 構外搬出指示の場所に堆積 堆積場所（　　）　　堆積場所（　　） ・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。 [発生土以外の発生材] ・引渡しを要するもの　○ 無　○ 有　名称（　　） ・特別管理産業廃棄物　○ 無　○ 有　名称（　　） 処理方法（　　） ・再利用及び再資源化を図るもの ○ 無　○ 有　名称（　　） ・廃PCB等は関係法令より適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。 ・六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令より適切に回収、処理すること。 ・蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。 ※ 上記に指定されていないものは、標準仕様書1.3.9(3)及び『建設廃棄物処理指針』（平成13年6月制定）によるほか、次により構外に搬出し適切に処理する。 1. 『建設副産物実態調査要領』に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて各１部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、電子データとともに提出する。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。 2. 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。 3. 建設副産物の処分にあたって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結をし、その契約書の写しを提出すること。
	12 建設リサイクル法	『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下『建設リサイクル法』という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。 4. 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。 5. 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に保存すること。 (1.3.9)
	⑬ 再使用機器	取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうえ取り付ける。
	⑭ 機材等	本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。 なお、同等品の中で、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（平成22年版）』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。 (1.4.2)
	⑮ 下請負人の選定及び工事材料の選定	○ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 ○ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。
	⑯ 機材の検査等	現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。 (1.4.4)
	17 見本施工	○ 次に示す事項について、見本施工を実施すること。 ・ (1.5.3)
	⑱ 施工の検査に伴う試験	各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。
	19 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定方法　○ パッシブ型　○ アクティブ型 着工前の測定　○ 行う 測定対象室　○ 図示　○ 測定箇所数　○ 図示　○ 報告の様式等については監督職員の指示による。 (1.5.7)
	20 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する"ホルムアルデヒドの放散量"は、次のとおりとする。 規制対象外 ア JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ウ 下記表示のあるJAS規格品 (ｱ) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 (ｲ) 接着剤等不使用 (ｳ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 (ｴ) ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 (ｵ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 (ｶ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ア JIS及びJASのF☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ウ 旧JISのEc規格品 エ 旧JASのFco規格品
	21 完成図等	● 作成する　○ 作成しない ● 完成図・施工図（A3）　● 製本　提出部数 3部　● CD-R　提出部数 2部 ● 完成図（A2）　● 製本　提出部数 1部 ● 完成調書　● 製本　提出部数 3部 ○ 取扱説明書　提出部数 1部 (1.7.2)
	22 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	23 電子納品	● 『電子納品運用に関するガイドライン（案）（第2版）』に準拠すること。 設計CADデータの貸与　○無し　●有り（著作者名：　　） ● 貸与するCADデータを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。 ● 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。
	24 工事写真	『工事写真の撮り方（建築設備編）（平成24年版）』国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。
	25 工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内につくことが　● 出来る　○ 出来ない（　　）
	26 足場技構類	○ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置とする。 ○ 改修工事の場合は、改修工事標準仕様書第1編2.2.2によるほか下記による。 ○ 内部仮設足場等（　　種） ○ 外部仮設足場等（　　種） (2.1.1)
	27 工事用の電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
	28 電気基本料金	本受電から工事完成引渡日（検針日）までの電気料金のうち基本料金は本工事に含む。
	29 耐震施工	設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて『建築設備耐震設計・施工指針』（2005年版　国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所		特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

備考（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器
○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）　○ 交流無停電電源装置　○ 直流電源装置
○ 交換機　○ 火災報知器受信機　○ 中央監視装置　○
○　○　○　○

上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層２階、
10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

(2) 設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

	30 不正軽油使用の防止対策	1. 本工事は、『地方税法』（昭和25年法律第226号）及び『特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律』（平成17年5月25日法律第51号）を遵守すること。 2. 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。 また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。
	31 過積載対策	ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。 1. 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3. 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 4. さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 5. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 6. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 7. 『土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法』の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 8. 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 9. 1.～8. のことにつき、下請業者における発注者を指導すること。
	32 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(1) 栃木県が発注する建設工事（以下『発注工事』という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下『不当介入』という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
	33 工事の一時中止に係る計画の作成	(1) 『栃木県建設工事請負契約書』第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下『基本計画書』という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	34 住宅瑕疵担保履行法への対応	○ 本工事は『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）の対象工事である。

工事名称	市立山辺中学校南中校舎普通教室ｴｱｺﾝ設置工事		承認印
図面名称／縮尺	特記仕様書（その１）	図面番号	
設計年月日	平成27年4月	18枚の内 9	
設計者			
足利市役所　都市建設部　建築住宅課			

（足利市　H26.4）

章	項目	特記事項
●電灯設備	① 電気方式	○幹線　○単相3線式　200/100V　○直流2線式　100V ●分岐　●単相2線式　100V　●単相2線式　200V ○直流2線式　100V
	2 非常用照明器具	○電池内蔵形　○電源別置形　○蓄電池(10分)＋自家発電設備
	3 配線器具	(1)スイッチ、コンセントは太角型とする。 (2)防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。
	4 その他	(1)　○ 特殊コンセントにはプラグを付属させる。 ○ 別途機械設備工事機器仕様コンセント（エッチング）については打合せすること。 (2)　コンセントのうち次のものは、プレートに電圧等の表示を行う。 ・単相200V ・三相200V ・一般電源用以外（※発電機回路、※UPS回路等）　※赤字で表示する
○動力設備	1 電気方式	○幹線　○三相3線式　200V ○分岐　○三相3線式　200V
	2 機器への接続	(1)　本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として　○本工事　○別途工事　とする。 (2)　電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管（防水プリカ）を使用する。
	3 電動機の接地	○金属管接地　○専用接地線
○電熱設備	1 電気方式	○幹線　○三相3線式　200V ○分岐　○単相3線式　200V　○
	2 制御盤	標準仕様書によるが、盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
	3 温度調節器	○電気式　○電子式
	4 その他	○請負業者において責任施工するものとする。
○雷保護設備	1 受雷部	○突針　○棟上げ導体
	2 突針支持管	○アルミニウム製　○鋼製　○ステンレス製 長さ　m（強度計算書を監督職員に提出すること）
	3 避雷導線	○引下げ導線　○建築構造体利用
	4 接地極	○接地極埋設　○建築構造体利用
	5 その他	接続部分については、異種金属接触腐食（電食）を起こさないように施工すること。
○受変電設備	1 電気方式	高圧　○三相3線式　6kV 低圧　○三相3線式　200V　○単相3線式　200/100V
	2 高圧開閉器（屋外用）	高圧気中開閉器（SOG）は（○方向性　○VT内蔵　○LA内蔵） 定格電流　A　遮断電流　kA 高圧ガス開閉器（UGS）は（○方向性　○ＶＴ内蔵）　○既存 定格電流　A　遮断電流　kA
	3 主遮断装置	高圧交流遮断器（VCB）は（○手動式　○電磁式）　○既存 定格電流　A　遮断電流　kA
	4 設備内容	変圧器容量　kVA（単相　kVA、三相　kVA） 進相コンデンサー容量　kVA（自動力率制御　○有り　○無し） 直列リアクトル容量　% ○デマンド監視装置（○有り　○無し）
	5 配電盤	○屋内形（○開放形○閉鎖形）　○屋外形
	6 その他	(1)　キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。 (2)　保護継電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。なお、改修工事についても同様とする。
○電力貯蔵設備	1 直流電源装置	○非常用照明器具の電源と共用　○受変電設備専用 蓄電池 ○鉛蓄電池　（○標準　○長寿命型） シール形　（ペースト式　○MSE形　○HSE形　○　形） ベント形　（ペースト式　○HS形　○PS形　○　形） ベント形　（クラッド式　○CS形　○　形） ○アルカリ蓄電池 ポケット式　（○　形） 焼結式　（○　形） 蓄電池容量　Ah 放電時間　分
	2 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	○常時インバータ給電方式 ○常時インバータ給電方式（簡易型） ○ラインインタラクティブ方式 ○常時商用給電方式 交流入力　相　線式　電圧　V 交流出力　相　線式　電圧　V 設備容量　kVA 停電保障時間　分 蓄電池　○鉛蓄電池　（　形） ○アルカリ蓄電池　（　形）
	3 電力貯蔵装置（電力平準化等用）	○リチウムイオン電池　○ナトリウム・硫黄電池　○鉛蓄電池
	4 その他	(1)　キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。 (2)　簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

○発電設備	1 自家発電設備	(1)発電装置の用途　○防災用自家発電装置　○常用自家発電装置 ○常用防災兼用自家発電装置 (2)発電機　電気方式　相　線式　電圧　V 定格出力　kVA (3)原動機　種類　○ディーゼル　○ガスエンジン ○ガスタービン　○マイクロガスタービン 始動方式　○電気始動式　○空気始動式 起動蓄電池（○標準　○長寿命型） 冷却方式　○水冷式（○循環方式　○ラジエーター方式） ○空冷式 (4)燃料　種類　○Ａ重油　○軽油　○灯油 燃料小出槽　ℓ（○本工事用　○別途工事） 主燃料槽　ℓ（○専用　○他設備と共用） (5)形式　○キュービクル式　（○一般用　○寒冷地仕様　○低騒音仕様） ○オープン式 (6)発電種類　○普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置 ○長時間形自家発電装置　○即時長時間形自家発電装置 (7)運転時間　○72時間　○10時間 (8)騒音　キュービクル式（機側1mの騒音値　dB以下） (9)配電盤　監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
	2 太陽光発電設備	太陽電池モジュール ○結晶系シリコン太陽電池セル　○薄膜太陽電池セル 公称出力　kW（標準太陽電池アレイ出力） 交流出力電圧　相　V 接続方式 ○三相3線式　200V　○単相3線式　200/100V その他 ・JET認証品とする。 ・JIS C8955に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。
○構内情報通信網設備	1 構内情報通信網装置	○有　○無
	2 構内情報通信網装置の構成性能	図示による。 その他追加機能 ○ ○
○構内交換設備	1 交換装置	○デジタルPBX　○IP-PBX　○VoIPサーバ　○既存
	2 回線数	○内線　容量数　回線以上、実装数　回線以上 ○局線　容量数　回線以上、実装数　回線以上
	3 電話機	○一般形　台　○多機能形　台　○IP形　台 ○ファクシミリ　台　○デジタルコードレス形　台　○IPコードレス形　台 （○内、停電用電話機　台）
	4 その他	追加サービス機能 ○
○情報表示設備	1 マルチサイン	表示方式 ○発光ダイオード式　○液晶式　○EL式 種類 ○壁掛型　○自立型
	2 時刻表示装置	○親時計　回線　○子時計　台 ○その他
	3 出退表示装置	制御方式 ○多線直接式　○パルス伝送式 表示方式 ○発光ダイオード式　○液晶式
○映像・音響設備	1 プロジェクタ	○本工事　○別途工事 種類　○液晶型 投写方式　○前面式　○背面式 スクリーン　形式　○反射マット形　○反射ビーズ形　○反射細密ビーズ形 ○反射ストライプ形　○透過形 設置方式　○上巻きタイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ その他　機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。
	2 スピーカ	○　W
	3 テレビ	○本工事　○別途工事 種類　○HD　○4k（○グレア防止）
○拡声設備	1 拡声装置	種類　○一般放送用　○非常放送用 形式　○卓上形　○キャビネットラック形 出力　W その他　AM用アンテナは、ステンレス製ホイップアンテナとする。
○誘導支援設備	1 誘導支援装置	○音声誘導装置 ○身体障害者用インターホン装置 ○トイレ等呼出装置　回線

○テレビ共同受信設備	1 テレビ共同受信装置	種類　○UHF　○BS　○CS ○FM　○AM アンテナ　材質 仕様 その他　増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A接地端子付きのコンセントを設ける。 テレビ端子及び直列ユニットはCSBSUV共用形、プラグ付きとする。 地上デジタル放送を受信できるものとする。
○監視カメラ設備	1 監視カメラ装置	○屋外　台　○屋内　台 カメラ仕様　○カラー　○白黒 その他
○駐車場管制設備	1 駐車場管制装置	検知方式 ○光線式検知器式　○ループコイル式 信号灯・警報灯 ○天井つり下げ形　○自立形　○壁掛形
○防犯入退室管理設備	1 防犯装置	制御装置　基本機能以外の追加機能 ○
	2 電気錠	方式　○磁気カード　○暗証番号　○ICカード（接触式） ○ICカード（非接触式）　○バイオメトリックス ○本工事　○別途工事
○火災報知設備	1 自動火災報知装置	受信機　○P型　級　回線（○新設　○既設） ○R型　回線（○新設　○既設） ○GP型　級　回線（○新設　○既設） ○GR型　回線（○新設　○既設） ○副受信機　回線（○新設　○既設）
	2 自動閉鎖設備	○連動制御器（盤）　回線（○単独　○受信機と一体）
	3 非常警報装置（非常ベル）	○機器一体形　○各機器単独に設置
	4 ガス漏れ火災警報装置	○個別式　○集中監視式　回線 ガスの種類 ○都市ガス（種類　）　○液化石油ガス ○冷媒ガス
○中央監視制御設備	1 中央監視制御装置	○警報盤　○簡易型監視制御装置　○監視制御装置
	2 中央監視制御装置の構成・性能	図示による。
○構内配線路	1 電気方式	○高圧三相3線式　6kV　50Hz ○低圧三相3線式　200V ○低圧単相3線式　200/100V　○低圧単相2線式　200V（外灯）
	2 配線方式	○地中線式　○架空線式
	3 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込む（　箇所）
	4 地中線保護材料	○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT) ○波付硬質合成樹脂管（FEP） ○硬質ビニル管（VE）
	5 電柱等立ち上がり部保護材料	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)
	6 装柱器材	○一般形　○耐塩形（ケーブル端末処理材共）
	7 付属品	○マンホール用梯子 ○ハンドホール用手カギ
	8 その他	(1)　ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。 (2)　地中配線には、埋設シート等を中間に設けるものとする。
○構内通信線路	1 配線方式	○地中線式　○架空線式
	2 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込む（　箇所）
	3 地中線保護材料	○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT) ○波付硬質合成樹脂管（FEP） ○硬質ビニル管（VE）
	4 電柱等立ち上がり部保護材料	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)
	5 付属品	○マンホール用梯子 ○ハンドホール用手カギ
	6 その他	(1)　ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。 (2)　地中配線には、埋設シート等を中間に設けるものとする。

●その他工事共通事項	1 施工調査	○施工計画調査 調査項目（　） 調査範囲（　/　）図による。 調査方法（　/　）図による。 ○事前調査 調査項目（　） 調査範囲（　/　）図による。 調査方法（　/　）図による。 ・はつり工事は事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 ・アンカー工事等で既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。
	2 仮設備	仮設備項目（○　○　○　） 仮設備期間（○　○　○　）
	3 養生	養生範囲（　/　）図による。 養生方法（　/　）図による。
	④電線本数・管路	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。
	⑤金属製露出管路	下記の露出配管は塗装を行う。 ○ 屋外　● 屋内（ねじ無し電線管） 塗装を行う場合、露出配管等は合成樹脂調合ペイント1種(JIS K5516)2回塗りを行う。 亜鉛めっき面は、エッチングプライマー1種(JIS K5633)による化学処理を行う。
	6 呼び線（導入線）	長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2㎜以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
	7 コンセント	図面に特記なき場合は、コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。
	8 フラッシュプレート	図面に特記してあるものを除き（○金属製　○樹脂製）を使用する。
	9 フロアプレート	フロアプレートの材質は　○砲金製　○アルミ合金製　とする。
	10 一般照明の照度測定	JIS 7612 参照
	11 非常用の照明装置の照度測定箇所数	測定数　箇所以上
	⑫キャビネット	○キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(㎜)	
	屋内	屋外
側面部	1.6以上	2.3以上
底板		1.6以上
屋根板		2.3以上
仕切板		1.6以上
ドア及び前面板		2.3以上

●制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板の厚さ(㎜)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

工事名称	市立山辺中学校南中校舎普通教室ｴｱｺﾝ設置工事		承認印
図面名称／縮尺	特記仕様書（その２）	図面番号	
設計年月日	平成27年4月	18枚の内 10	
設計者			
足利市役所　都市建設部　建築住宅課			

章	項目	特記事項

13 接地極

○接地抵抗値は下記による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○ 共同接地	EA,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連-組 ○図面特記による
○ 共同接地	EA,C,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連-組 ○図面特記による
○ A種接地	EA	10Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○ B種接地	EB	Ω以下	○EB（14φ）×3連-組 ○銅板式（500×500×1.5t）
○ D種接地	ED	100Ω以下	EB（10φ）×1（L=1000㎜）
○ C種接地	EC	Ω以下	EB（14φ）×3連-組
○ 高圧避雷器	ELH	10Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○ 避雷設備	EL	Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○ 交換機用	Et	Ω以下	EB（14φ）×3連ー組
○ 通信用	EAt	10Ω以下	EB（14φ）×3連-2組
○ 通信用	ECt	100Ω以下	EB（10φ）×1（L=1000㎜）
○ 測定用	EO		EB（10φ）×1（L=1000㎜）

B種接地については、電力会社と協議する。
※印は、接地極寸法を示す。
(1)接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。
(2)外灯の接地は　　●各ポールごと　　○専用接地線

14 SPD

SPDを　　○低圧線路　　○弱電線路　　に設ける。
○電灯分電盤　　○動力制御盤　　○弱電盤　　○図面特記参照

15 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[㎜]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500 以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000 以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（多機能トイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500 （上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
避雷接地用端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
中間端子盤（ＥＰＳ電気室）	床上～中心	1,500
親時計	〃	1,500 （上端1,900以下）
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,500
身体障害者用インターホン子機	〃	1,100
呼出ボタン（多機能トイレ）	〃	900
復帰ボタン（　　〃　　）	〃	1,800
廊下表示灯（　　〃　　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800 ～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
自動報機器収容箱	〃	800 ～1,500
発信機	〃	800 ～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

[備考]　（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は天井高が2500～3000㎜の場合に適用する。

16 天井仕上げ表示

図面において、室名に（　）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

17 インバータ装置の規約効率

三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力(kw)		0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22kW以上
規約効率(%)	定格電圧 200V	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5
	定格電圧 400V	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5

（備考）
(1)規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2)規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

18 他工事との取合い

他工事との取合いは、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

別表-1　他工事との取り合い

●印を適用する。

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気､機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
同上取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・PS等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
同上　煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（樹及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
同上の2次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（FCU等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	●	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
〃　（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
同上排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
〃　埋釦、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
〃　ピット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	市立山辺中学校南中校舎普通教室ｴｱｺﾝ設置工事		承認印
図面名称／縮尺	特記仕様書（その３）	図面番号	
設計年月日	平成27年4月	18枚の内 11	
設計者			
足利市役所　都市建設部　建築住宅課			

（足利市　H26.4）

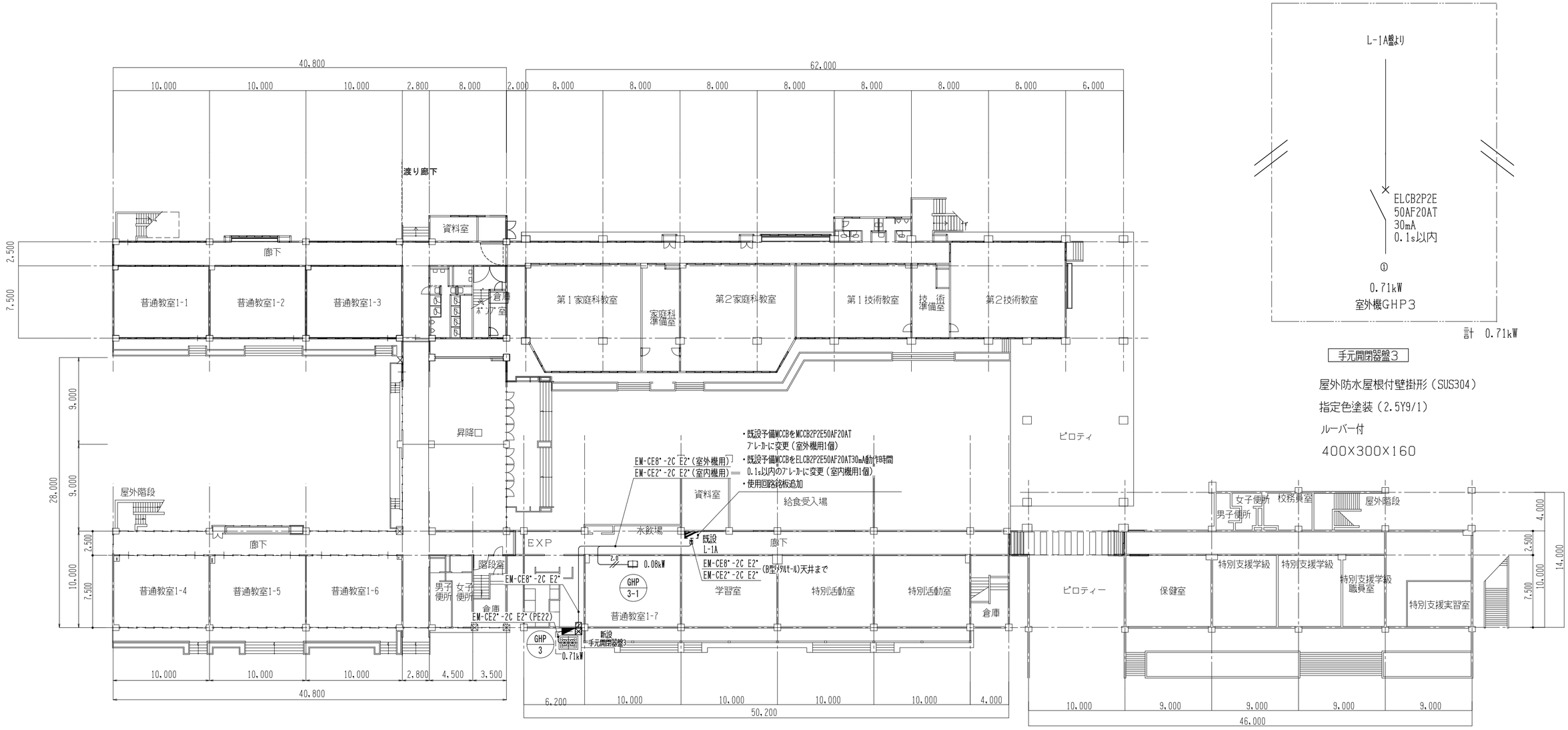

計　0.71kW

手元開閉器盤3

屋外防水屋根付壁掛形（SUS304）

指定色塗装（2.5Y9/1）

ルーバー付

400×300×160

特記なき電線、電線管は下記による

2.0	EM-CE2.0°-2C E2°
	壁穴あけ補修

※特記事項

・室内機電源配線はわたり配線とする。
・屋内立下げ配線の露出部はメタルモールを使用する。
・特記なきプルボックスは参考寸法300×300×100とする。（防水、SUS）
・空調機器、リモコン本体、集中制御ｺﾝﾄﾛｰﾗ本体は機械設備工事に含む

１階平面図（山辺中学校）　１／３００

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項	工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E 18枚の内12
				図面名	電灯設備（1階平面図）	縮尺	S＝1/300	平成 27・4・

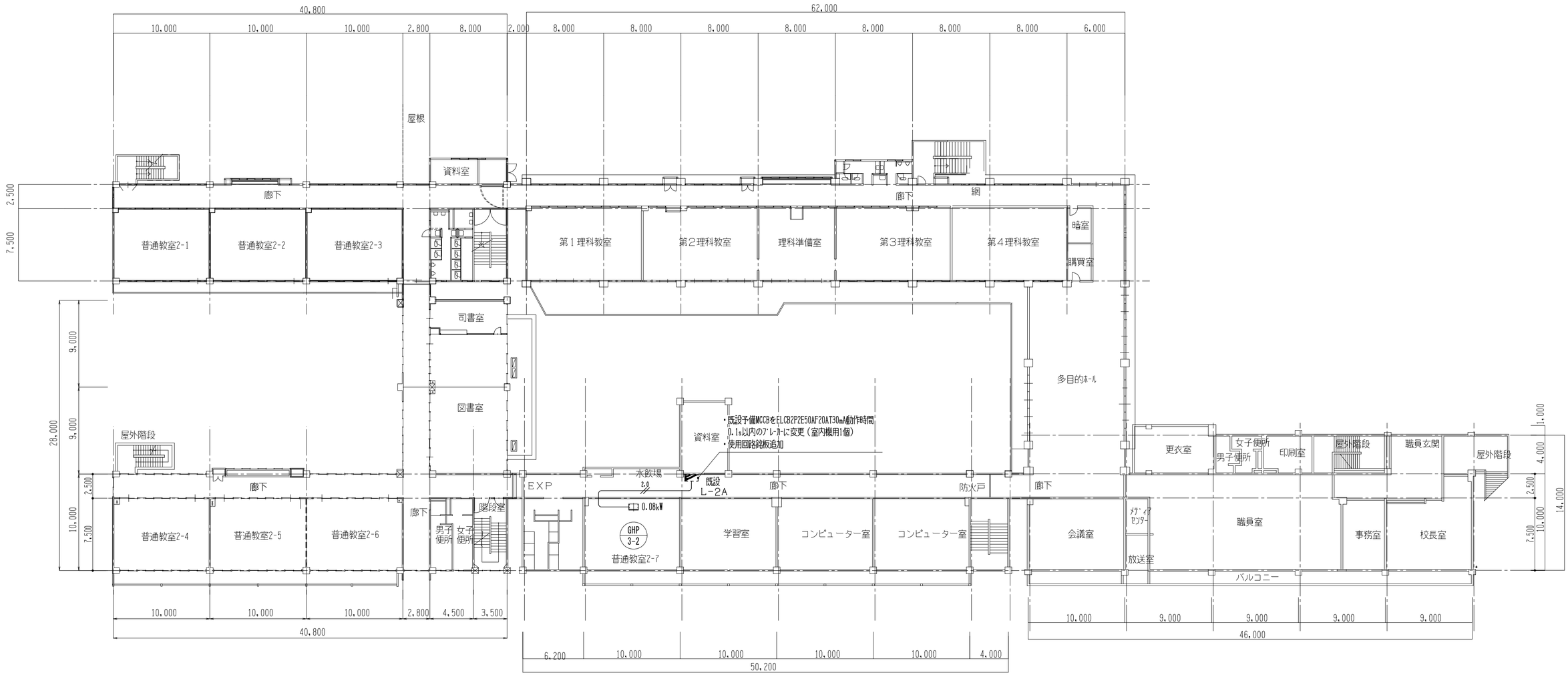

特記なき電線、電線管は下記による

2.0 //	EM-CE2.0°-2C E2°

※特記事項

・室内機電源配線はわたり配線とする。
・屋内立下げ配線の露出部はメタルモールを使用する。
・特記なきプルボックスは参考寸法300×300×100とする。（防水、SUS）
・空調機器、リモコン本体、集中制御ｺﾝﾄﾛｰﾗｰ本体は機械設備工事に含む

２階平面図（山辺中学校）　１／３００

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E	18の内13
図面名	電灯設備（２階平面図）	縮尺	S＝1/300	平成	27・4・

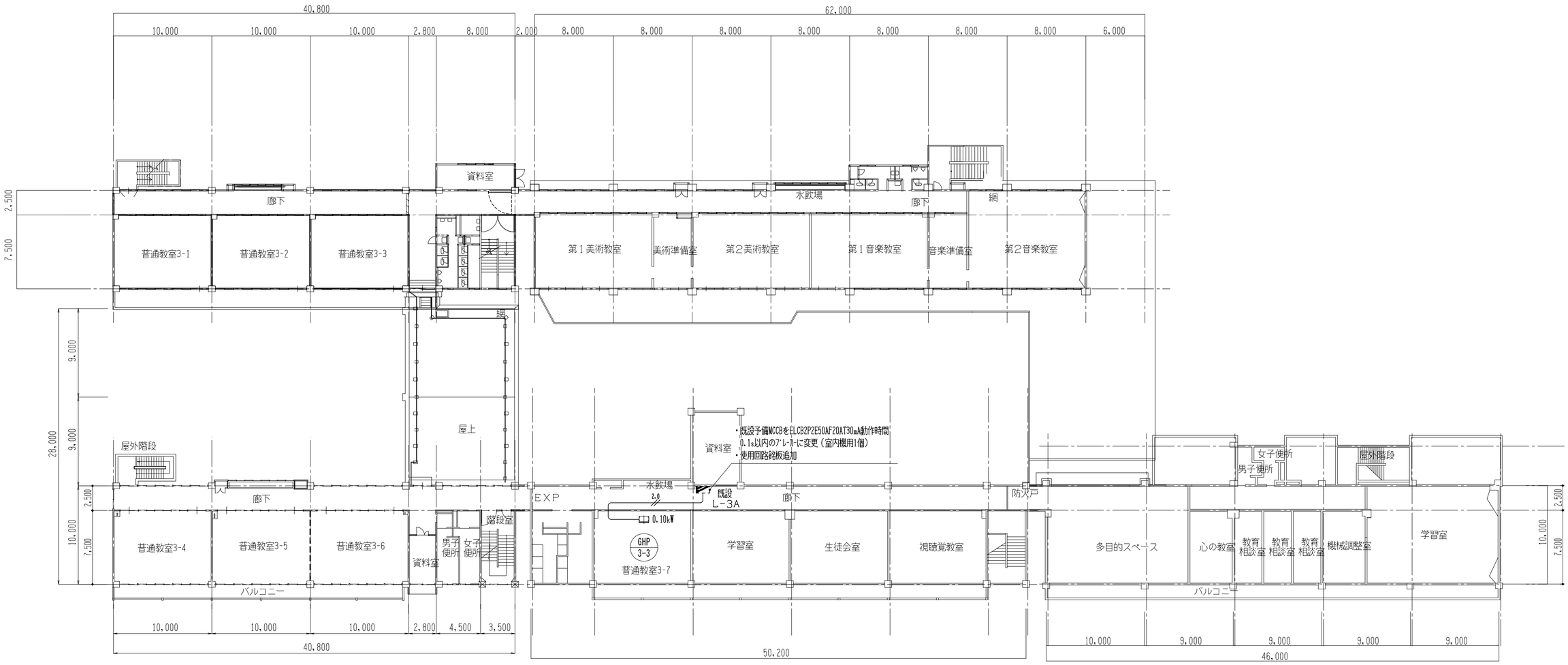

特記なき電線、電線管は下記による

2.0 //	EM-CE2.0°-2C E2°

※特記事項

・室内機電源配線はわたり配線とする。
・屋内立下り配線の露出部はメタルモールを使用する。
・特記なきプルボックスは参考寸法300×300×100とする。（防水、SUS）
・空調機器、リモコン本体、集中制御ｺﾝﾄﾛｰﾗ-本体は機械設備工事に含む

３階平面図（山辺中学校）　１／３００

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E	18枚の内14
図面名	電灯設備（3階平面図）	縮尺	S＝1/300	平成	27・4・

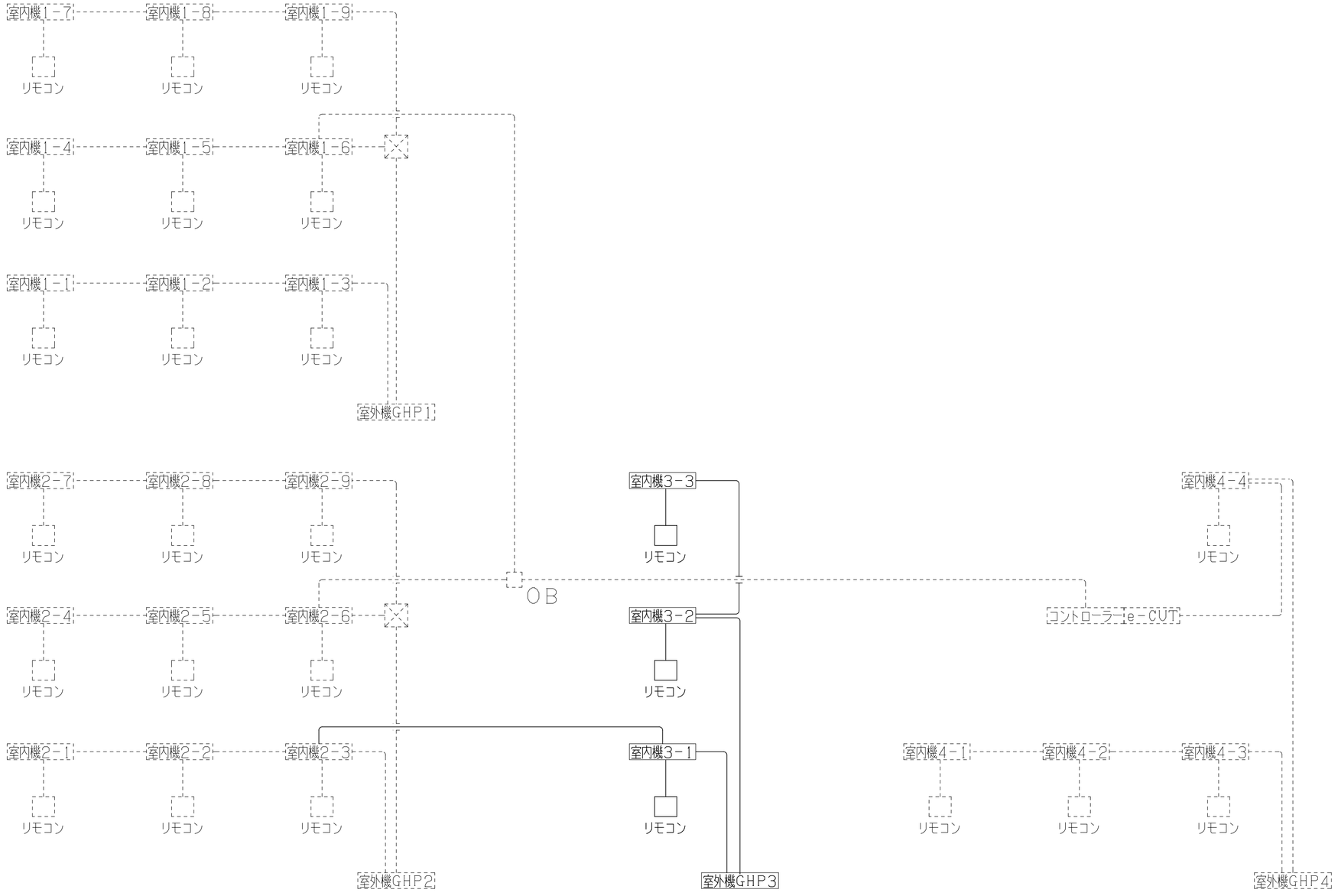

電線、電線管は下記による

―――	EM-MEE-S 0.5° -2C

信号線　系統図（山辺中学校）

※点線部設置済

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E	18枚の内15
図面名	信号線系統図	縮尺		平成	27・4・

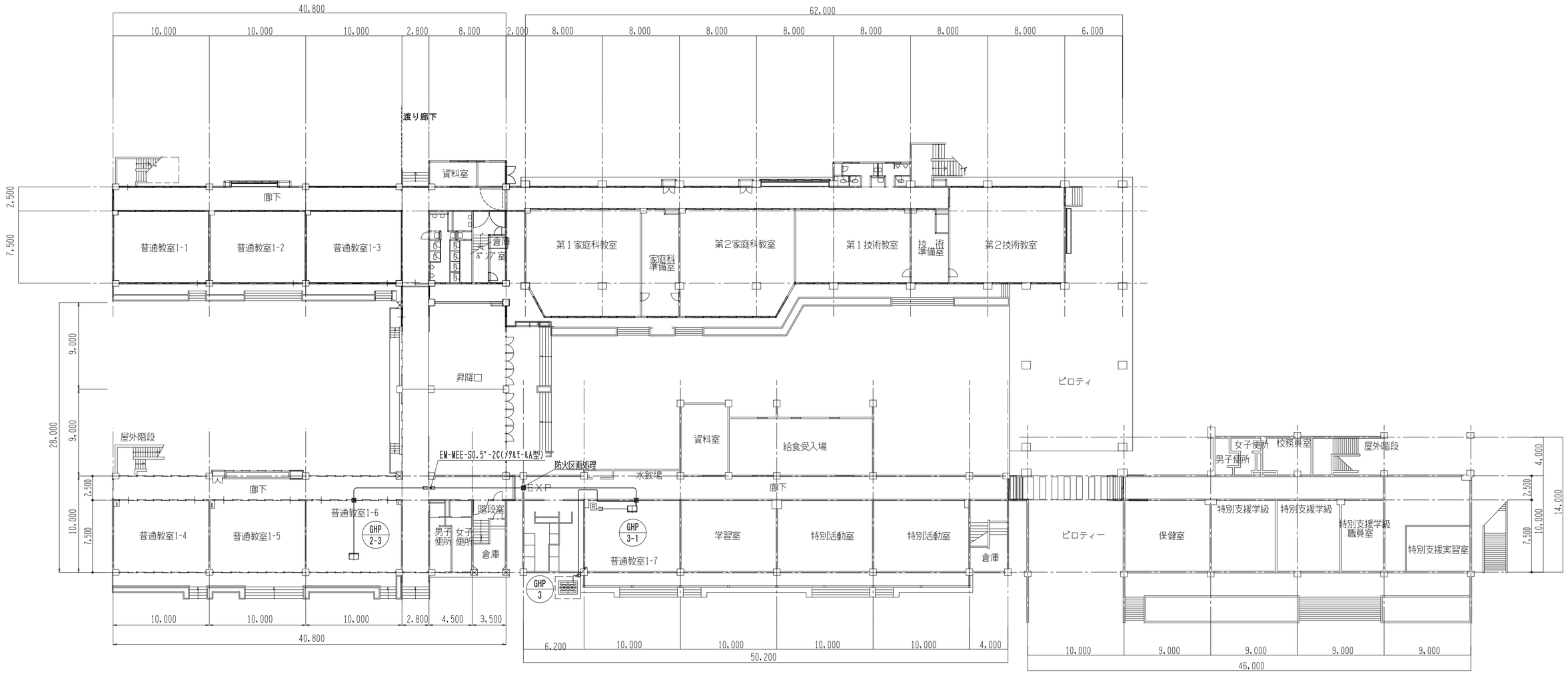

特記なき電線、電線管は下記による

———	EM-MEE-S 0.5*-2C
//////	EM-MEE-S 0.5*-2CX2
▨	壁穴あけ補修

１階平面図（山辺中学校）　１／３００

※特記事項
・集中制御コントローラーのケーブルは、記載なき箇所はEM-MEE-S0.5*-2Cとし、冷媒管に沿って配線し、職員室まで配線すること。
・リモコンの立下げ配線はメタルモールA型を使用する。
・プルボックスの仕様は防水、溶融亜鉛めっきを使用する。

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E　18枚の内16
図面名	弱電設備（１階平面図）	縮尺	S＝1/300	平成　27・4・

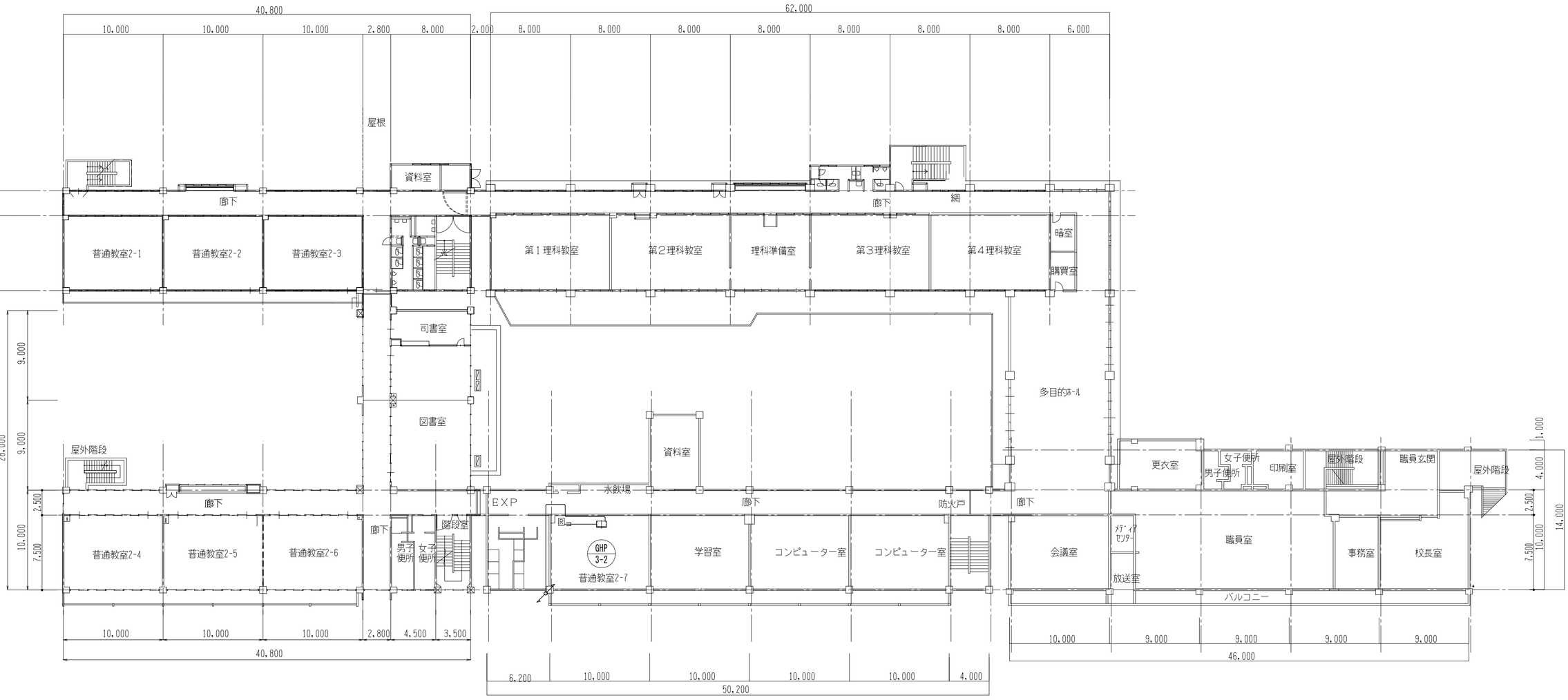

特記なき電線、電線管は下記による

———	EM-MEE-S 0.5°-2C
―//―	EM-MEE-S 0.5°-2CX2

２階平面図（山辺中学校）　１／３００

※特記事項
・集中制御コントローラーのケーブルは、記載なき箇所はEM-MEE-S0.5°-2Cとし、冷媒管に沿って配線し、職員室まで配線すること。
・リモコンの立下げ配線はメタルモールM型を使用する。
・プルボックスの仕様は防水、溶融亜鉛めっきを使用する。

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E	18枚の内17
図面名	弱電設備（２階平面図）	縮尺	S＝1/300	平成	27・4・

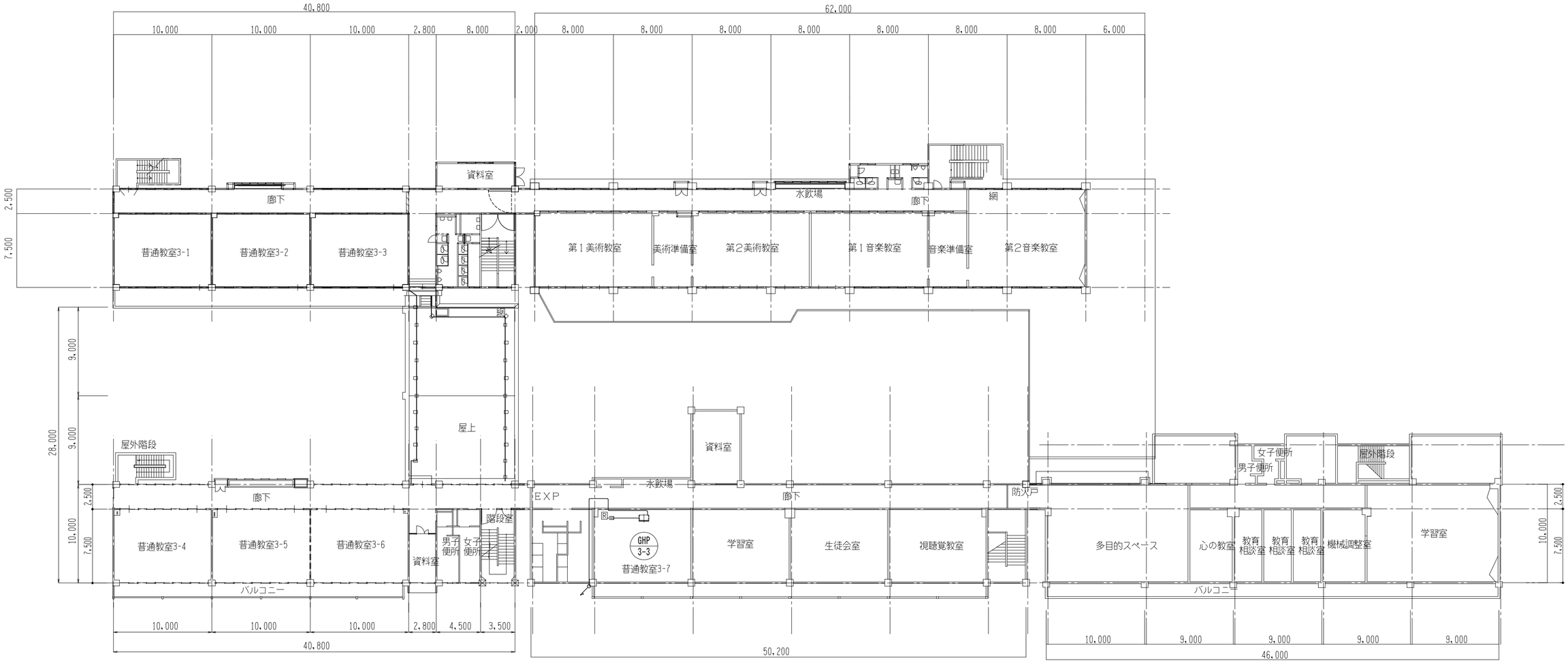

特記なき電線、電線管は下記による

———	EM-MEE-S 0.5°-2C
——////	EM-MEE-S 0.5°-2CX2

３階平面図（山辺中学校）　１／３００

※特記事項
・集中制御コントローラーのケーブルは、記載なき箇所はEM-MEE-S0.5°-2Cとし、冷媒管に沿って配線し、職員室まで配線すること。
・リモコンの立下げ配線はメタルモール化型を使用する。
・プルボックスの仕様は防水、溶融亜鉛めっきを使用する。

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項

工事名	市立山辺中学校南中校舎普通教室エアコン設置工事	工事箇所	足利市　西新井町	E	18枚の内18
図面名	弱電設備（３階平面図）	縮尺	S＝1/300	平成	27・4・